
教育委員会の点検・評価結果報告書

— 令和3年度版 —

令和4年9月

茅ヶ崎市教育委員会

目次

1	教育委員会の点検・評価 概要	1
2	基本方針1の点検・評価	5
	政策1	6
	政策2	22
	基本方針1の知見	29
3	基本方針2の点検・評価	31
	政策3	32
	政策4	58
	基本方針2の知見	66
4	基本方針3の点検・評価	69
	政策5	70
	政策6	78
	政策7	84
	基本方針3の知見	95
	用語集	97

(1) 茅ヶ崎市における教育委員会の点検・評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条で、教育委員会は毎年、「教育行政事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下、「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

本市教育委員会は、茅ヶ崎市教育基本計画の第3部「計画の進行管理」に基づき、点検・評価と茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に行います。

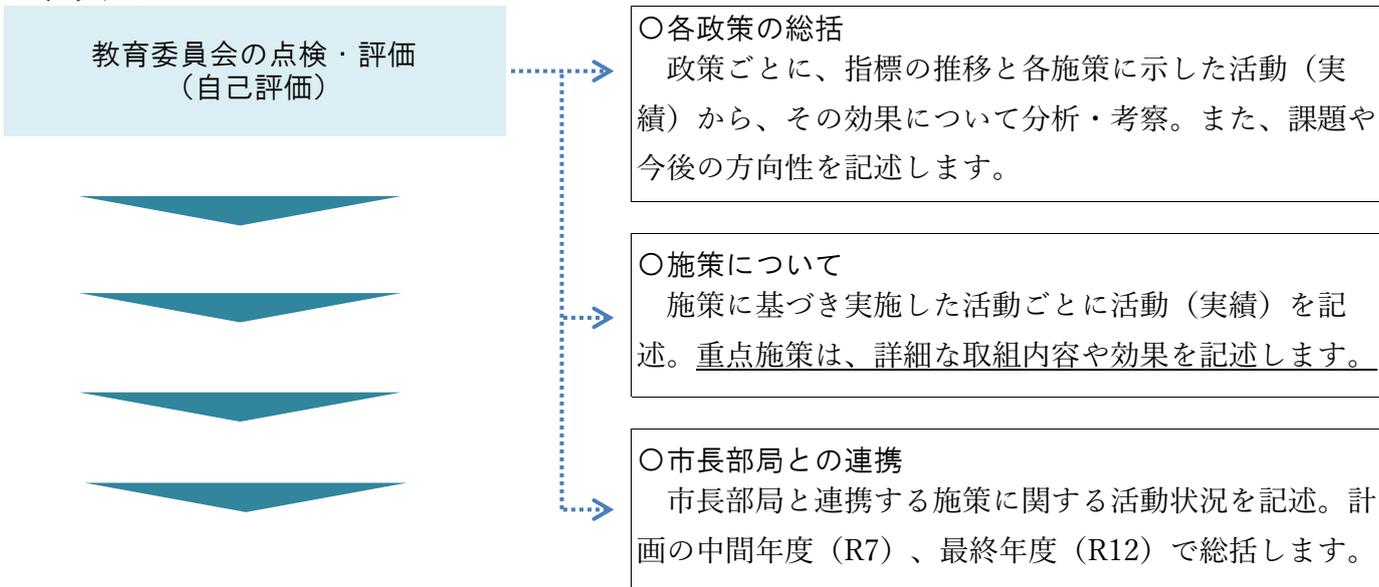
なお、点検・評価の結果は、事務の改善に活用するとともに、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しや次期計画の策定に活用します。

	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
点検・評価	毎年度実施									
計画の見直し・策定			点検・評価（R3～7）の結果を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行う。	↓	中間見直し			点検・評価（R3～12）の結果を踏まえ、次期計画を策定する。	↓	次期計画の策定

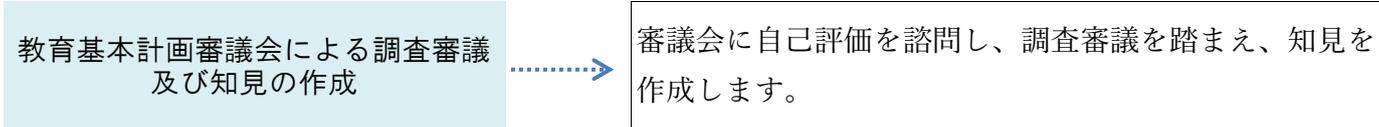
(2) 点検・評価の流れ

本市における点検・評価の流れは次の図のとおりです。各年度のはじめに前年度の実績を踏まえ、教育委員会事務局で「教育委員会の点検・評価（自己評価）」を作成します。作成した自己評価に対する知見をいただくため、学識経験者に加え、市民、関係団体などの教育活動を行う様々な方で構成される茅ヶ崎市教育基本計画審議会に自己評価を諮問します。審議会からいただいた自己評価に対する知見（答申）を踏まえ、教育委員会で報告書を作成し、公表します。

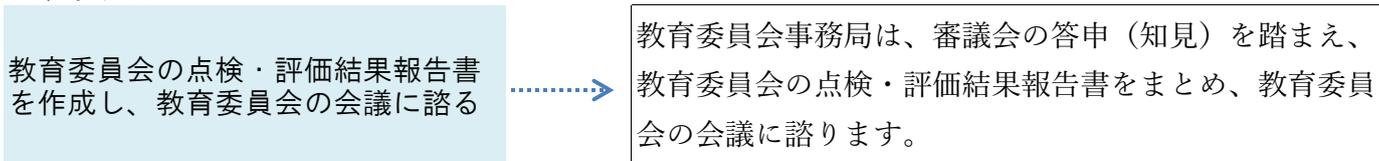
ステップ1



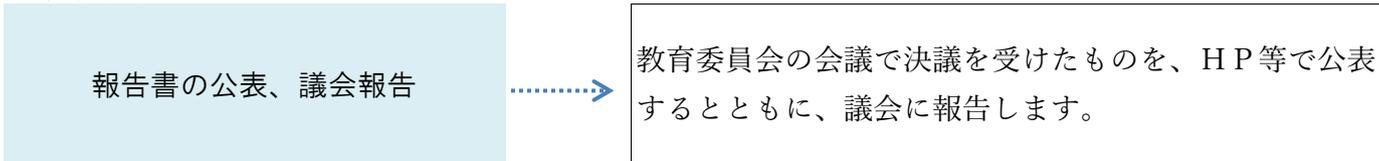
ステップ2



ステップ3



ステップ4



(3) 点検・評価を行うにあたっての留意点

点検・評価を実施するにあたり、教育委員会の自己評価及び審議会の調査審議において、次の2点に留意します。

① 指標など数値的なデータを用いて、政策や施策の効果を分析・考察する。

教育委員会事務局は、政策の総括や重点施策に関して自己評価を行う際、前年度の結果を記述するのみでなく、指標の推移と各施策に示した活動（実績）から、可能な限り、施策を実施した効果について分析・考察します。

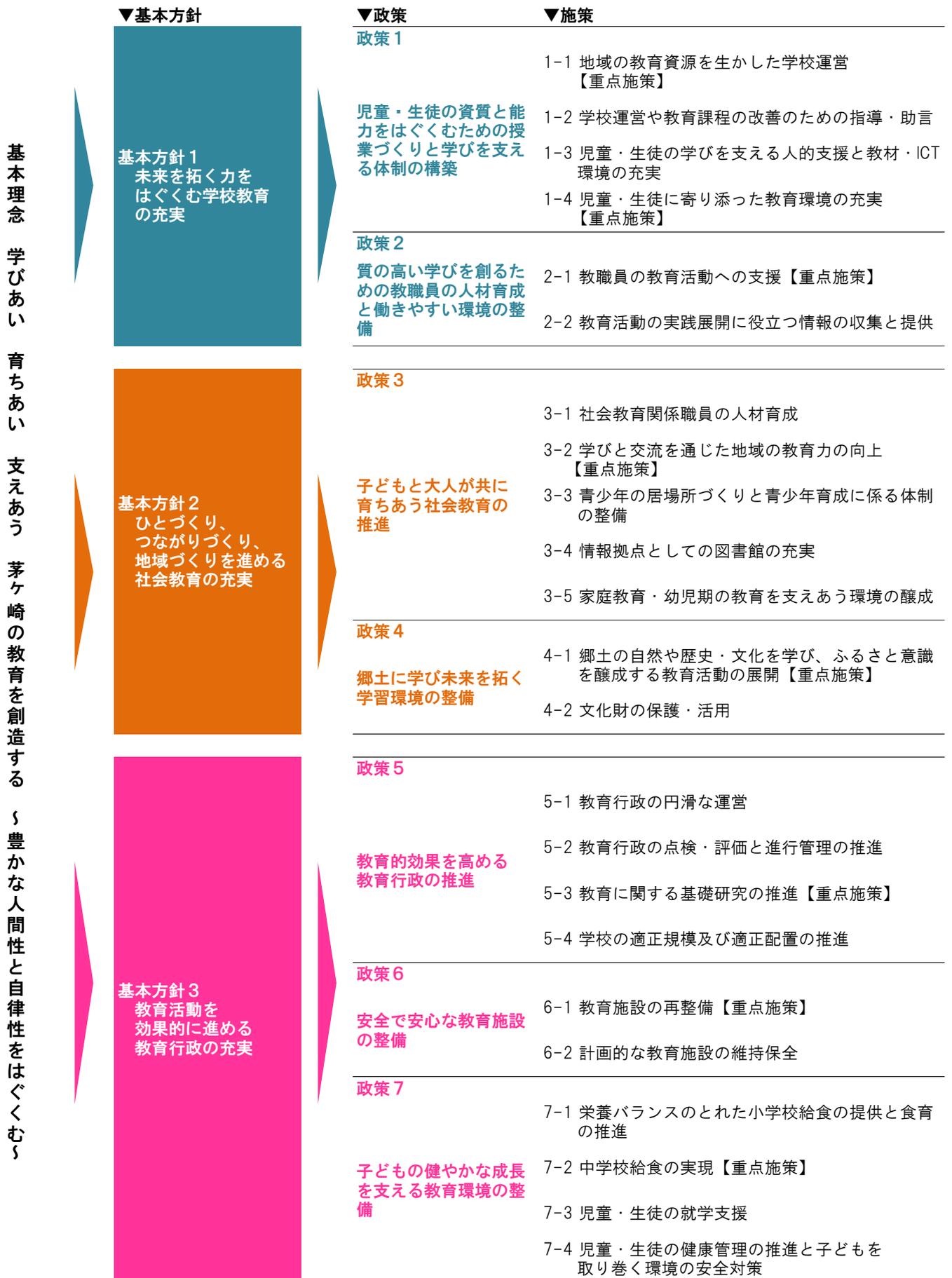
② 多くの市民の方に読んでもらえる点検・評価報告書を作成する。

教育委員会は、点検・評価を行うにあたり、市民の方に手に取って読んでもらえるように、「文章は簡潔に」「表現は分かりやすく」「行政用語や専門用語の使用は可能な限り控える」の3つのことを意識し、自己評価書を作成します。

(4) 点検・評価の見直しについて

自己評価の様式、指標・活動量の数値設定など、点検・評価の実施方法については、中間見直しや次期の教育基本計画の策定時期などに合せて、必要に応じて見直します。

(5) 茅ヶ崎市教育基本計画の体系図



2 基本方針1の点検・評価

政策1

児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

政策2

質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」を踏まえ、学習活動の基本となる授業づくりと学びを支える支援体制、学校経営に関わる施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

P.19～20に示すとおり、政策1の指標「学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合」において児童・生徒が「とても楽しい」と回答する割合が増え、指標「授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合」では、「とても思う」と回答する児童・生徒の割合が増えています。この点、計画訪問等を通じた授業改善やふれあい補助員をはじめとした児童・生徒の学校生活を支える人的支援など政策1に位置付けた取組の効果があらわれていると考えます。

P.10の「取組3 教育活動を支える人的支援」に位置付けたICT¹⁾支援員の派遣は、学校現場から端末やアプリケーションの基本操作や授業への活用方法などの実践的な相談が多くなってきたため、令和3年度より派遣人数を3人から5人に増員し、相談体制を強化しました。GIGAスクール構想²⁾の取組が始まって約2年が経過し、現時点では端末等の基本操作に関する相談もありますが、端末やアプリケーションを効果的に使った授業づくりに関する相談の割合が今後も増えると考えます。この点においては、ICT¹⁾支援員の派遣に加えて、地域住民や本市教育委員会事務局職員によるICT¹⁾を使った授業づくりを支援することも重要と考えます。

感染症まん延による児童・生徒への影響については、市統計年報を参考に感染症がまん延する前（平成28～30年度）の青少年教育相談室³⁾における相談件数の平均を算出すると、来所で2,359件、電話で457件と、令和3年度の実績値と概ね同数であり、コロナ禍での相談件数の大幅な増加は現時点で見られません。また、「授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合」など政策1の指標の推移を見ると、学校生活に対するサポートがあると感じていると回答する児童・生徒の割合は増えています。以上より、数値上では児童・生徒への影響は見られませんが、引き続き、児童・生徒の学校生活の状況やアンケートなど様々な視点から影響を注視することが必要です。

○課題と今後の方向性

「各施策の取組と効果を総括」で記述したように、ICT¹⁾を使った授業づくりや感染症が及ぼす児童・生徒への影響がある中で、地域の方々など児童・生徒の学校生活を支える方からの協力はより一層重要になると考えます。前年度の点検・評価の知見にあったように、感染症のまん延による影響も含め、児童・生徒を取り巻く環境は大きく変化しており、個々の教職員の判断に任せるだけでなく、学校が「組織」として、様々なことを判断するためには本市教育委員会事務局の学校に対する支援も必要です。また、地域住民等が参画し学校運営を進めるコミュニティ・スクール⁴⁾の果たす役割が大きいと見え、計画的に学校運営協議会の設置を進めていきます。

そうした取組により、例えば、学校運営協議会を通じて、ICT¹⁾の知識が深い地域住民をご紹介いただき、授業づくりに協力していただいたり、計画訪問⁵⁾等で指導主事⁶⁾に加えて社会教育主事⁷⁾も学校へ訪問し、ICT¹⁾を使った授業を実感し、社会教育と学校が連携した授業づくりを進める機会を増やす可能性が広がるものと考えます。

感染症まん延による児童・生徒への影響についても、ふれあい補助員⁸⁾や登下校時に児童・生徒の様子を地域住民に聞くなど、児童・生徒の学校生活を支えるの方々にご協力をいただき、児童・生徒の変化に気づく機会をより一層充実する必要があると考えます。前述と同様に、学校運営協議会を通じて、児童・生徒の様子を関係者と共有し、適宜、地域住民の方にご協力いただくなどの方策を検討してまいります。

2. 指標の推移

毎年6月頃に行う茅ヶ崎市小中学校児童生徒意識調査から、「児童・生徒の学ぶ意欲」と「学校生活における児童・生徒のサポート」の状況を、次の指標から把握し、施策実施の効果を検証します。

① 学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても楽しい」と回答した割合 小学校6年生：50%以上 中学校3年生：40%以上	小学校6年生	58	51				
	中学校3年生	41	40				

② もっと学習したいと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とてもしたい」と回答した割合 小学校6年生：35%以上 中学校3年生：25%以上	小学校6年生	36	31				
	中学校3年生	28	23				

③ 学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても楽しい」と回答した割合 小学校6年生：65%以上 中学校3年生：45%以上	小学校6年生	79	73				
	中学校3年生	60	54				

④ 授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合（％）

R12時点の目標値	指標	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても思う」と回答した割合 小学校6年生：60%以上 中学校3年生：45%以上	小学校6年生	64	61				
	中学校3年生	37	52				

⑤ 学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合（％）

R12時点の目標値	指標	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「とても思う」と回答した割合 小学校6年生：50%以上 中学校3年生：40%以上	小学校6年生	54	50				
	中学校3年生	33	36				

1-1 地域の教育資源を生かした学校運営（重点施策）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向け、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域の交流や学びの拠点となる学校を実現します。

また、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用する教育活動を支援します。

取組1 学校の特性や教育課題に応じた教育活動や研究の支援

現行の学習指導要領⁹⁾では、これからの社会を切り拓くための力を育むことが求められています。児童・生徒の学習意欲を高めるとともに、児童・生徒自らが課題等を解決するために、さまざまなことを調べ、考え、判断できる力をはぐくむことを目標に、学校の課題を解決するための研究や授業づくりを支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
推薦研究 ¹⁰⁾ の実施	指定校 研究発表校	小学校：6校 中学校：3校	小学校：6校 中学校：3校					学校教育 指導課
教育課程編成研究会 ¹¹⁾ の開催	開催数	研究会：2回	研究会：1回					学校教育 指導課
校内研究担当者会 ¹²⁾ の開催	開催数	担当者会：1回	担当者会：1回					学校教育 指導課
学籍と指導に関する記録（指導要録 ¹³⁾ ）等の作成に関する支援	学級数	小学校：439学級 中学校：188学級	小学校：442学級 中学校：188学級					学校教育 指導課
茅ヶ崎市立学校の事故防止委員会の開催	実施回数	2回	2回					学校教育 指導課

○取組内容（実績）

平成30年度に本市教育委員会の推薦研究¹⁰⁾校として指定した3校がそれぞれのテーマに基づき、研究を推進してきました。小出小学校では「元気な学びを目指して ～小出の特色を生かした授業～」をテーマとして、児童に「問題発見力」「問題解決力」「自己表現力」「共に学ぶ力」の獲得を、浜須賀小学校は国語科を重点に「深い学びがある授業を目指して ～考える力を育てる～」をテーマに児童の思考力の獲得を、鶴嶺中学校では「カリキュラム・マネジメントの充実 ～主体的・対話的で深い学びにつながる指導の工夫～」をテーマに、生徒自ら学びたいと感じられる授業づくりを目指し、3年間の研究の成果を発表しました。

また、本市教育委員会の推薦研究¹⁰⁾校の指定を受けている他の小学校4校、中学校2校においても、各学校のテーマに基づいた研究を進めました。

○取組の効果

各学校の実態に即した実践的な研究を行う校内研究¹⁴⁾は、児童・生徒及び保護者を対象とした学校評価¹⁷⁾等からもそれぞれの学校の課題を踏まえた教育活動の充実につながっています。推薦研究¹⁰⁾校の研究を通じて、単元を通して身に付けさせたい力（ゴール）を明確に設定することが有用であることに加えて、地域の特色を生かした多様な学びの実践や「あたたかな聴き方・やさしい話し方」への取組など授業以外でお互いを理解し合う人間関係の構築につながることを、市内の教員間で共有することができました。

今後、学びの連続性をより意識できるよう、各中学校区内の小・中学校が連携した取組を推進する予定です。

取組2 地域住民等が参加した学校運営の体制の整備

社会に開かれた教育課程¹⁵⁾を実現するため、学校運営協議会の設置により、教育課程¹⁵⁾の編成などの決定過程において、地域住民等が参画した運営方法へ移行します。また、学校運営に関する課題や知見を共有する研究会を開催します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） ⁴⁾ の設置	設置校	小学校0校 中学校0校	小学校0校 中学校1校					学校教育指導課
学校評議員 ¹⁶⁾ の設置	設置校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校12校					学校教育指導課
学校評価 ¹⁷⁾ の実施	HP公表校数	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校					学校教育指導課
学校経営研究会 ¹⁸⁾ の開催	実施回数	1回	1回					学校教育指導課

○取組内容（実績）

松浪中学校に市内で初めての学校運営協議会を設置し、3回の協議会を開催しました。協議会では、特に、これまでに当該校において培われてきた社会に開かれた教育課程¹⁵⁾について熟議を重ねました。また、令和4年度より新たに小学校2校、中学校1校に学校運営協議会を設置するため、当該校において「協議会運営要綱」の作成等、協議会設置に向けた準備を行いました。

また、各小・中学校長が参加する学校経営研究会¹⁸⁾では、学校運営協議会の意義や役割をはじめ、設置校における課題や対応例について意見交換を行いました。

○取組の効果

さまざまな立場における経験及び知識を持つ学校運営協議会の委員の意見を生かし、地域とともに取り組む防災訓練の在り方等について熟議が行われました。また、学校運営の方針を保護者や地域住民等が参画し、協議しながら決定していくことで、教職員が、学校を取り巻く関係者の考えに触れ、広い視野で学校運営に携わる意識の醸成につながりました。

今後、学校運営協議会を設置した学校における効果や課題を検証し、これまで以上に「社会に開かれた教育課程¹⁵⁾」の実現に向けて、コミュニティ・スクール⁴⁾の取組の充実を推進していきます。

取組3 教育活動を支える人的支援

学校の教育方針や部活動の方針に即し、児童・生徒の教育活動を支援する専門的な知識、技術・経験を有した人材の活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
英語指導助手・小学校外国語教育支援員の配置	訪問校授業時数	9人 1,511時間	9人 1,498時間					学校教育指導課
ICT ¹⁾ 支援員の派遣	派遣人数 授業時数	3人 1,296時間	5人 2,535時間					学校教育指導課
読書活動指導協力者の派遣	派遣人数 授業時数	11人 315時間	12人 367時間					学校教育指導課
地域コーディネーター ¹⁹⁾ の派遣	派遣人数 授業時数	25人	26人					学校教育指導課
中学校部活動指導協力者の派遣	派遣人数 派遣回数	92人 2,392回	107人 2,389回					学校教育指導課
日本語指導協力者の派遣	協力員数 派遣回数	8人 2,418時間	8人 2,458時間					学校教育指導課
学校看護介助員 ²⁰⁾ の配置	勤務日数 配置人数	2人 年約150日/人 5.5時間/日	4人 年約150日/人 5.5時間/日					学校教育指導課
ふれあい補助員 ⁸⁾ （学級担当）の配置	人数 勤務日時	105人 年約140日/人 5.5時間/日	106人 年約140日/人 5.5時間/日					学校教育指導課
ふれあい補助員 ⁸⁾ （個別支援）の配置	人数 勤務日時	13人 年約140日/人 5.5時間/日	13人 年約140日/人 5.5時間/日					学校教育指導課
小動物飼育アドバイザーの派遣	獣医師の派遣人数 総時間	コロナウイルスまん延により中止	2人 2校					学校教育指導課

○取組内容（実績）

特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習及び生活支援を行うため、各学校のニーズや課題を踏まえ、ふれあい補助員⁸⁾を派遣しました。学級担当のふれあい補助員⁸⁾は、主に小・中学校の学級担任と教科担当教員の学習及び生活指導の補助を行い、加えて児童・生徒の身の回りのサポートしました。個別支援担当は、障がいや疾病等のため、歩行や排泄等の身体的介助が必要な児童・生徒に対して、移動や生活、学習、校外行事など学校生活全般の支援を行いました。また、ふれあい補助員⁸⁾等の配置にあたり、特別な配慮を必要とする児童・生徒への支援の在り方や関わり方の理解を深めるための配置対象者向けの研修会を開催しました。

ICT¹⁾支援員の派遣については、1人1台タブレット端末の配備に伴い、各学校から端末の使い方に係る研修や授業支援等の要望が増えているため、支援員を増員しました。

○取組の効果

児童・生徒の特性や発達段階に応じたふれあい補助員⁸⁾及び学校看護介助員²⁰⁾のきめ細かな支援により、学習や人間関係に自信がなかったり、集団活動が苦手だったりする児童・生徒にも安心して教育活動に参加する姿が見られました。また、教育活動全般において、危険な場面等にいち早く気付き、対応につなげられることから、校内・校外に関わらず児童・生徒が安全に活動することができました。

1-2 学校運営と教育課程の改善のための指導・助言

指導主事が、各学校を計画的に訪問し、児童・生徒の資質・能力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を支援します。また、学校・学級運営、児童・生徒指導、その他の学校教育に関する事項について、指導・助言を行います。

取組1 学校教育に関する指導・助言

教員の指導力向上を図るため、各学校を計画的に訪問し、学校運営、教育課程¹⁵⁾、学習指導、学級経営、児童・生徒指導その他の教育に関する事項について、具体的な指導・助言を行います。

また、市・県などの推薦研究¹⁰⁾・指定研究、学校独自の研究などの推進に向け、学校の要請に応じて指導主事⁶⁾が訪問し、指導・助言を行います。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
授業実践や学級運営等に対する助言（計画訪問 ⁵⁾ ）	計画訪問校	小学校：5校 中学校：3校	小学校：5校 中学校：3校					学校教育指導課
学校からの要請に応じた校内研究 ¹⁴⁾ 等に係る指導・助言（要請訪問）	推薦研究 ¹⁰⁾ 訪問校 要請訪問数	小学校：6校 中学校：3校 66回	小学校：6校 中学校：3校 36回					学校教育指導課
就学相談等に応じた指導・助言（機会訪問）	機会訪問数	532回	657回					学校教育指導課

取組2 教育事務に係る連携・調整

指導主事⁶⁾や教員間の情報共有や意見交換など連携・強化を図り、教育課程¹⁵⁾の質の向上に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
指導主事 ⁶⁾ 会議への参加	参加回数	年2回	年3回					学校教育指導課
小・中教頭連絡会の開催	開催回数	年2回	年1回					学校教育指導課
学校教育指導課・教育センター関係事業連絡協議会	開催回数	年1回	年1回					学校教育指導課
健康教育推進委員会の開催	開催回数	年2回	年2回					学校教育指導課
防災対策推進会議・普通救命講習会の開催	開催回数	年2回	年3回					学校教育指導課

1-3 児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実

授業や部活動などを支えるための人的支援を行うとともに、小・中学校の授業で使用する教材やICT環境を充実します。ICT機器を効果的に活用した学習活動を行い、児童・生徒一人一人の情報活用能力の向上を図るとともに、情報モラルの指導を行います。

取組1 教育活動を支える人的支援を実施（再掲）

学校の教育方針や部活動の方針に即し、児童・生徒の教育活動を支援する専門的な知識、技術・経験を有した人材の活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
英語指導助手・小学校 外国語教育支援員の配置	訪問校 授業時数	9人 1,511時間	9人 1,498時間					学校教育 指導課
ICT ¹⁾ 支援員の派遣	派遣人数 授業時数	3人 1,296時間	5人 2,535時間					学校教育 指導課
読書活動指導協力者の 派遣	派遣人数 授業時数	11人 315時間	12人 367時間					学校教育 指導課
地域コーディネー ター ¹⁹⁾ の派遣	派遣人数	25人	26人					学校教育 指導課
中学校部活動指導協 力者の派遣	派遣人数 派遣回数	92人 2,392回	107人 2,389回					学校教育 指導課
日本語指導協力者の 派遣	派遣人数 総時間	8人 2,418時間	8人 2,458時間					学校教育 指導課
学校看護介助員 ²⁰⁾ の配置	配置人数 勤務日数	2人 年約150日/人 5.5時間/日	4人 年約150日/人 5.5時間/日					学校教育 指導課
ふれあい補助員 ⁸⁾ の配 置（学級担当・個別支 援）	人数 勤務日時	118人 年約140日/人 5.5時間/日	119人 年約140日/人 5.5時間/日					学校教育 指導課
小動物飼育アドバイ ザーの派遣	獣医師の派 遣人数 総時間	コロナウイル スまん延によ り中止	2人 2校					学校教育 指導課

取組2 小・中学校の授業で使用する教材を整備

教科書等の採択や各種教材の更新等を実施し、小・中学校の授業で使用する教材の適正な配備に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
教科書・指導書・指 導用教材の配備	対象児童・ 生徒	児童12,842人 生徒6,087人	児童12,924人 生徒6,211人					学校教育 指導課
教科用図書採択検討 委員会の開催	実施回数 (教科書採択 時)	0回	0回					学校教育 指導課
指導用教材等の配備	拠点校 指導教員数	10人	11人					教育セン ター
「わたしたちの茅ヶ崎」 検討委員会（R4年度よ り）の開催	実施回数	0回	0回					教育セン ター
「わたしたちの茅ヶ崎」 (デジタル版)の配備	対象児童・ 生徒	児童0人 生徒0人	児童0人 生徒0人					教育セン ター
理科教材の更新	対象校	小学校：10校 中学校：6校	小学校：8校 中学校：7校					教育総務 課

取組3 教育ICT環境の整備と活用

学校教育の中で、ICT¹⁾機器を積極的に活用し、児童・生徒の情報活用能力を高めます。GIGAスクール構想²⁾により配備したタブレット端末の効果的な活用を図るため、各学校における学び、家庭での活用、緊急時におけるオンライン学習等、情報セキュリティを確保した中での活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
茅ヶ崎市立学校教育用 パーソナルコンピュータ 配備検討協議会	開催回数	3回	1回					学校教育 指導課
校内パソコン委員会 担当者会	開催回数	4回	4回					学校教育 指導課
校務用パソコンの配備	教職員1人 あたりの配 備率	82.3%	103%					教育総務 課
教育用パソコンなど ICT ¹⁾ 機器の配備	児童・生徒 1人あたりの 配備率	103%	103%					学校教育 指導課
学校図書館システム の配備	設置校数	0校	32校					学校教育 指導課

1-4 児童・生徒に寄り添った教育環境の充実（重点施策）

全ての小・中学校に特別支援学級を整備し、特別な配慮を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進します。

また、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決を図るとともに、不登校の児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

取組1 本市のインクルーシブ教育の施策充実に向けた検討

教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整を行い、特別支援学級²²⁾や通級指導教室²³⁾の増設など本市小・中学校におけるインクルーシブ教育²¹⁾の充実に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
茅ヶ崎市インクルーシブ教育 ²¹⁾ 検討委員会の開催	開催回数	年2回	年2回					学校教育指導課
特別支援学級 ²²⁾ の設置	設置校	小学校：10校 中学校：7校	小学校：10校 中学校：7校					学校教育指導課
通級指導教室 ²³⁾ の設置	設置校	こどぼの教室：2校 そだちの教室：2校	こどぼの教室：2校 そだちの教室：2校					学校教育指導課

○取組内容（実績）

特別支援学級²²⁾の開設に向け、特別支援学級²²⁾の在籍児童・生徒の通学の状況、各学校の余裕教室等の調査を行い、どこの学校に開設すべきか、具体的にどのような整備をするべきか等について、インクルーシブ教育²¹⁾検討委員会等を通して教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整を行いました。

○取組の効果

特別支援学級²²⁾に入級を希望する児童・生徒が年々増加している中、令和4年度の新たな特別支援学級²²⁾の開設に向け、小学校1校、中学校1校において、教室改修などの環境整備が完了しました。設置校の増加により、特別支援学級²²⁾に在籍する児童・生徒の通学の負担が軽減されるなど、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する教育環境の充実につながっています。

取組2 国籍や性別などによらない教育環境の整備

外国につながりがあり、日本語が不自由な児童・生徒の学校生活及び社会生活への適応を図るため、日本語指導を専門とする人材を派遣します。また、人権移動教室を市内小学校で実施し、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の向上に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
日本語指導協力者の派遣	協力員数 派遣回数	8人 2,418時間	8人 2,458時間					学校教育指導課
人権移動教室の開催	開催校	2校	2校					学校教育指導課

○取組内容（実績）

学校の要請により、日本語指導協力者を小・中学校19校に2,458時間派遣し、日本語の基礎的・基本的な学習や生活習慣に係る指導等を行いました。

また、学校・家庭・地域における人権尊重の意識を高めるため、小学校1校、中学校1校で人権移動教室を開催するとともに、各学校の教職員を対象とした研修会を2回実施しました。

○取組の効果

学習支援等を必要とする外国につながるの児童・生徒に対し、日本語指導協力者を派遣したことにより、対象児童・生徒が習得した日本語の知識等を使って、学級の友人と会話することが増えるなど、充実した学校生活を送る様子が見られています。また、周りの児童・生徒が率先して対象児童・生徒のサポートをするなど親交が深まり、インクルーシブ教育²¹⁾の充実につながっています。

取組3 特別な配慮を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整備

特別な配慮を必要とする児童・生徒の適切な就学環境の充実を図るため、臨床心理士や指導主事⁶⁾で構成する支援チームを組織し、特別な配慮を必要とする児童・生徒をはじめ、その保護者や学校関係者に対する就学に係る相談等を実施するとともに、特別支援学級²²⁾の小・中学校全校設置に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）					担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
就学相談の実施	相談人数	242人	289人				学校教育指導課
就学指導委員会 ²⁴⁾ の開催	開催回数	8回	8回				学校教育指導課
特別支援学級 ²²⁾ の整備（再掲）	設置校	小学校：10校 中学校：7校	小学校：10校 中学校：7校				学校教育指導課
通級指導教室 ²³⁾ の整備（再掲）	設置校	ことばの教室：2校 そだちの教室：2校	ことばの教室：2校 そだちの教室：2校				学校教育指導課
臨床心理士等による相談	相談回数	480回	719回				学校教育指導課
ふれあい補助員 ⁸⁾ （個別支援）の配置（再掲）	人数 勤務日時	13人 年約140日／人 5.5時間／日	13人 年約140日／人 5.5時間／日				学校教育指導課
学校看護介助員 ²⁰⁾ の配置（再掲）	勤務日数 配置人数	年間150日 2人	年間150日 4人				学校教育指導課
茅ヶ崎養護学校との交流事業の開催	開催回数	2回	2回				学校教育指導課
特別支援教育に関する研修等の実施	開催回数	年7回	年7回				学校教育指導課
特別支援学級 ²²⁾ 用の教材等の整備	設置校	小学校：14校※ 中学校：7校	小学校：14校※ 中学校：7校				教育総務課

※14校の内訳（特別支援学級を設置小学校10校＋通級設置校4校）

○取組内容（実績）

特別な配慮を必要とする児童・生徒やその保護者が適切な就学先を選択できるよう、担当指導主事⁶⁾が289名の児童・生徒の保護者と就学相談を実施しました。併せて、学校の要請に応じて、専門性のある臨床心理士と指導主事⁶⁾がチームを組み、巡回相談やケース会議等に参加するなどし、個々の課題に応じた助言を行いました。

柳島小学校及び鶴が台中学校に特別支援学級²²⁾を開設するため、インクルーシブ教育²¹⁾検討委員会等を通して教育委員会関係各課及び学校関係者が必要な施設改修や備品等の調整を行い、準備を進めました。

○取組の効果

特別な配慮を必要とする児童・生徒が年々増加していますが、特別支援学級²²⁾の設置やふれあい補助員⁸⁾の配置などの教育環境の整備により、全ての児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるようになっています。また、ふれあい補助員⁸⁾及び学校看護介助員²⁰⁾の適正な配置や特別支援教育巡回相談によって、児童・生徒一人一人へのきめ細かな支援・指導が可能になっています。

取組4 いじめ・不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援

いじめ・長期欠席・問題行動等に対する未然防止や早期発見、適切な対応の実施のため、学校に対する定期的な調査を行います。また、これまでのいじめに関する事例やその対応例等の共有を図り、今後の対応策の検討や強化を図るため、いじめ防止に関する調査会を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー²⁵⁾による巡回相談を実施し、学校組織及び担当教員によるいじめ事案や児童・生徒の支援に対する指導・対応力の向上を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
いじめ・不登校など学校の実態等の把握	認知件数 解消率	小学校721件 (解消率98.1%) 中学校159件 (解消率95%)	小学校1,042件 (解消率99.6%) 中学校493件 (解消率95.9%)					学校教育 指導課
スクールソーシャルワーカー ²⁵⁾ による巡回相談	人数 対応数	5人 115回	5人 259回					学校教育 指導課
スクールカウンセラー ²⁶⁾ への相談	相談件数	4,189件	4,599件					教育セン ター
弁護士有資格職員の対応	対応数	106件	91件					学校教育 指導課
心の教育相談員 ²⁷⁾ による面接等の実施	相談員の面接等の実施回数	4万383回	4万6,698回					教育セン ター
青少年教育相談室 ³⁾ における電話相談	電話相談件数	326件	327件					教育セン ター
青少年教育相談室 ³⁾ における面接（来所）の実施	来所相談件数	1,723件	2,218件					教育セン ター
児童・生徒指導担当教員研究会の開催	実施回数	年3回	年3回					学校教育 指導課
いじめ防止対策調査会の開催	開催回数	年2回	年2回					学校教育 指導課
あすなる教室 ²⁸⁾ （適応指導教室）の通室	通室生数	22人	25人					教育セン ター

○取組内容（実績）

各小・中学校から提出される「長期欠席者状況及びいじめ、問題行動等についての月例報告」を受け、認知したいじめ等の早期解決に向けた具体的な支援策について、各学校の教職員に対して、弁護士有資格職員や担当指導主事⁶⁾、スクールソーシャルワーカー²⁵⁾による指導・助言を行いました。また、児童・生徒指導担当教員研究会では、いじめの認知に対する共通理解や、いじめの未然防止等のための組織的な対応の重要性について理解を深める研修を行いました。

青少年の健全育成に向けてよりよい支援・相談業務を推進するため、青少年相談員・一般教育相談員による電話相談を327件、心理相談員による面接（来所）相談等を2,218件実施し、青少年が抱える問題や不安、悩みなどを受け止め、支援しました。また、各小・中学校に配置した心の教育相談員²⁷⁾が児童・生徒の悩みの相談相手や話し相手になり、4万6,698回の面接等を行うことで、児童・生徒の心理的負担を軽減しました。さらに、あすなる教室²⁸⁾では、本通室・仮通室合わせて25名の通室生を受け入れ、学校復帰や社会的自立に向けた活動・支援を行いました。

○取組の効果

弁護士有資格職員が、いじめ防止等の取組に係る組織対応の在り方、調査の進め方などについて、具体的に管理職及び教員に伝えることにより、学校のみでは対応が難しかった7件のいじめ事案について、適切な対応を行うことができました。

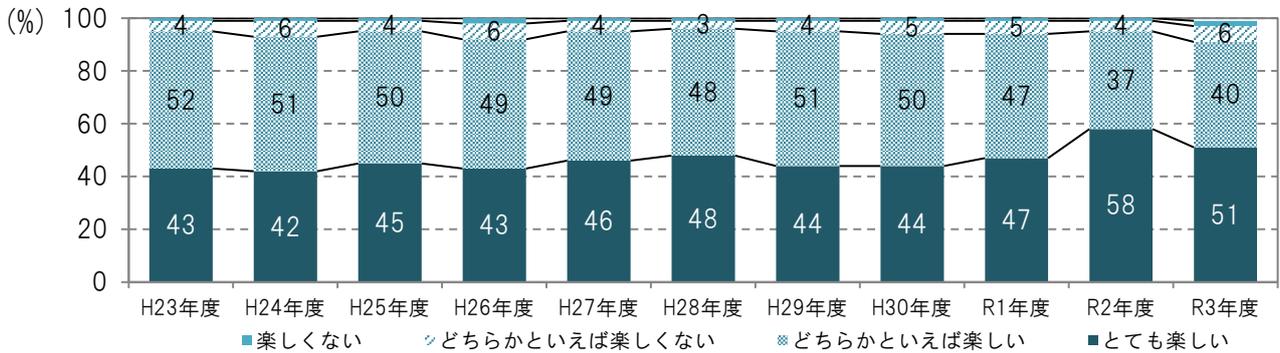
令和2年度は、感染症まん延防止のため、臨時休業などの措置がとられたことにより、スクールカウンセラー²⁶⁾への相談や心の教育相談員²⁷⁾による面接等が実施できませんでしたが、令和3年度は、青少年教育相談室³⁾及び各小・中学校で感染症対策を十分に講じた上で面接等を実施する環境が整い、より多くの児童・生徒や保護者等の不安や悩みに寄り添うことができました。また、あすなろ教室²⁸⁾への通室については、同時刻に通室する人数を制限するなどの対策をすることで、一人一人の児童・生徒の通室の希望に沿うことができ、最終的に20人の通室生が別室登校等での学校復帰を果たしました。

政策1の指標一覧

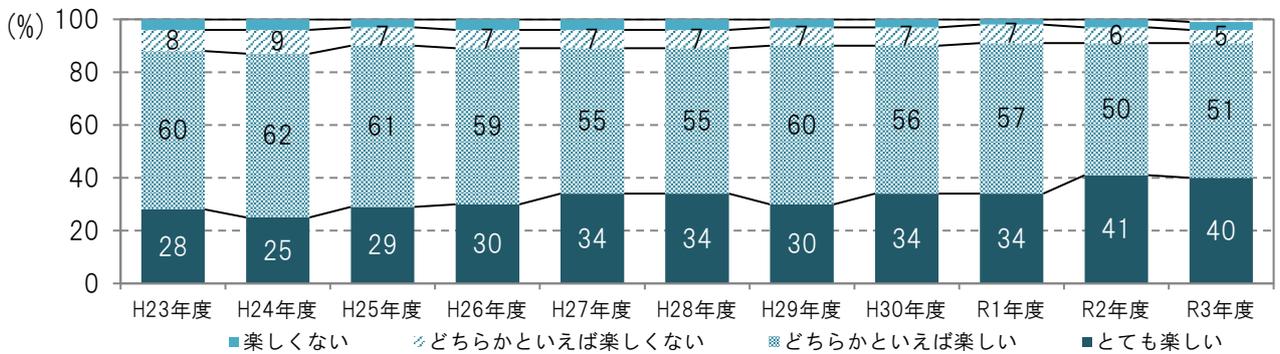
① 学校で色々なことが分かるようになることが楽しいと思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



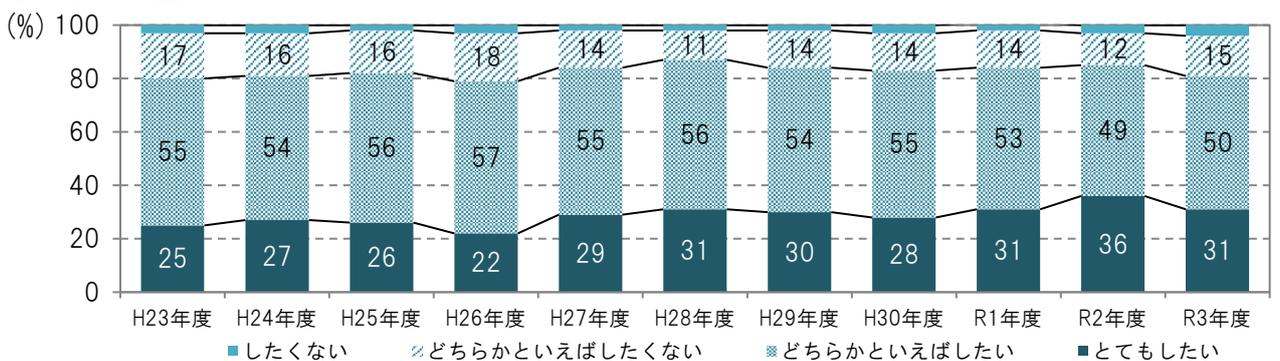
中学校3年生



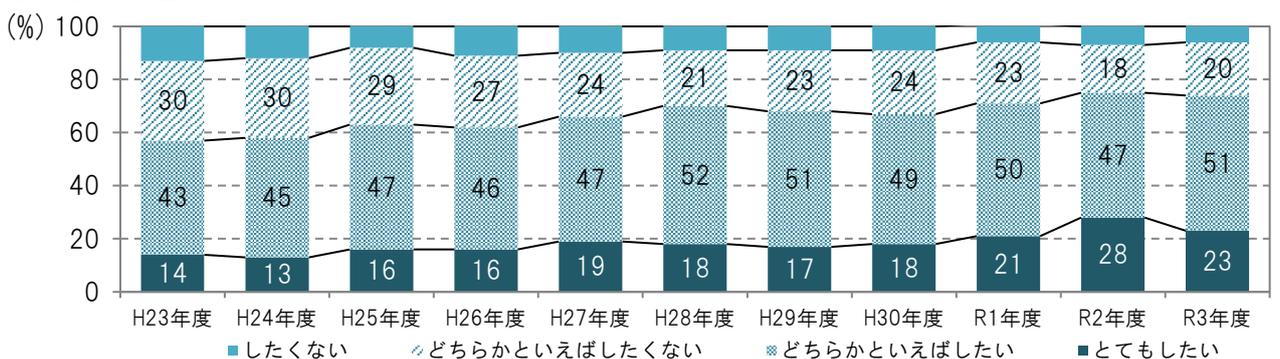
② もっと学習したいと思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



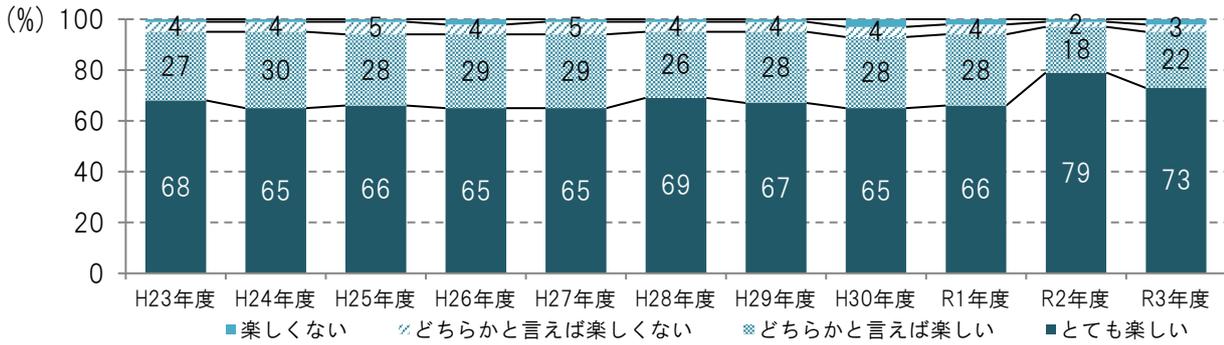
中学校3年生



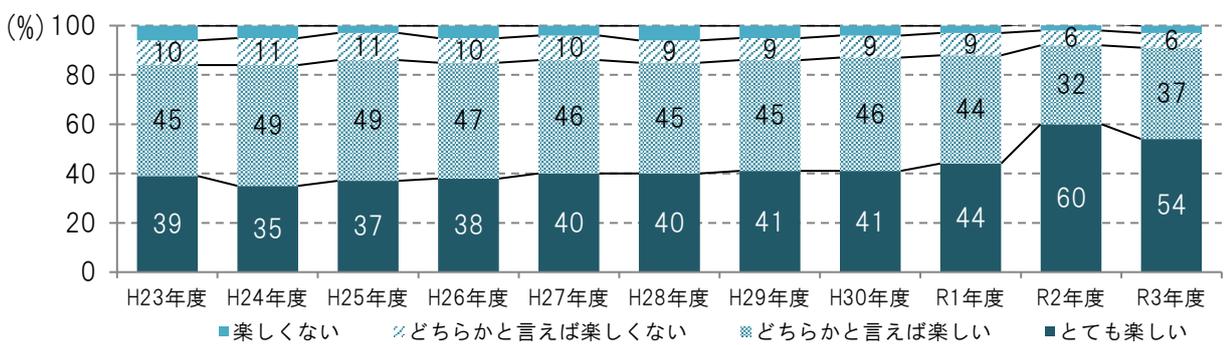
③ 学級の友だちと一緒に学習することが楽しいと思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



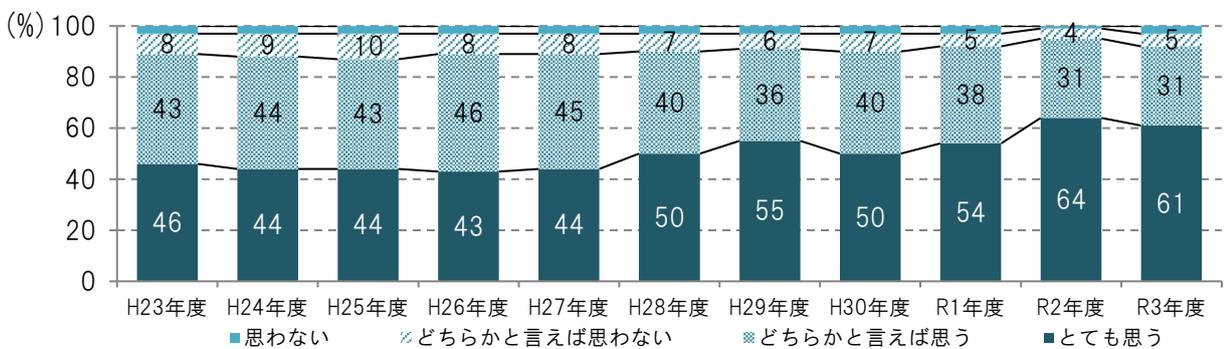
中学校3年生



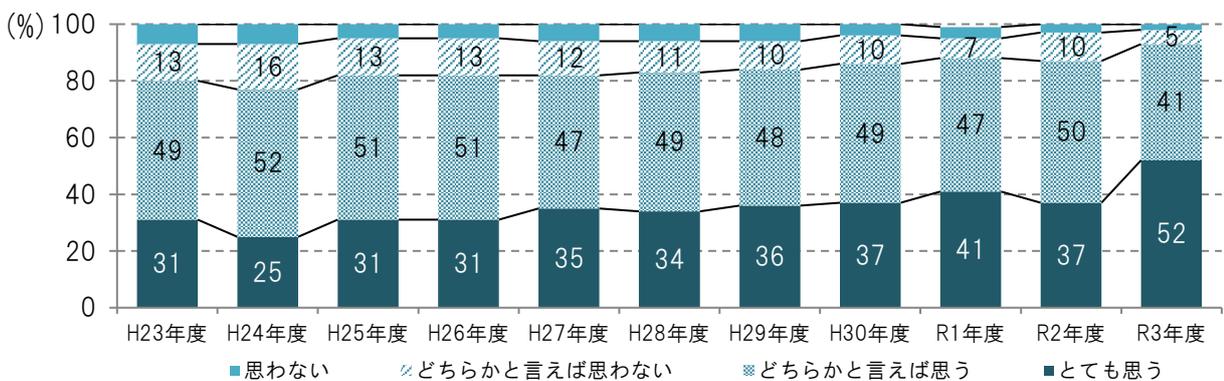
④ 授業が分からなくなったとき、先生や友だちが助けてくれると思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



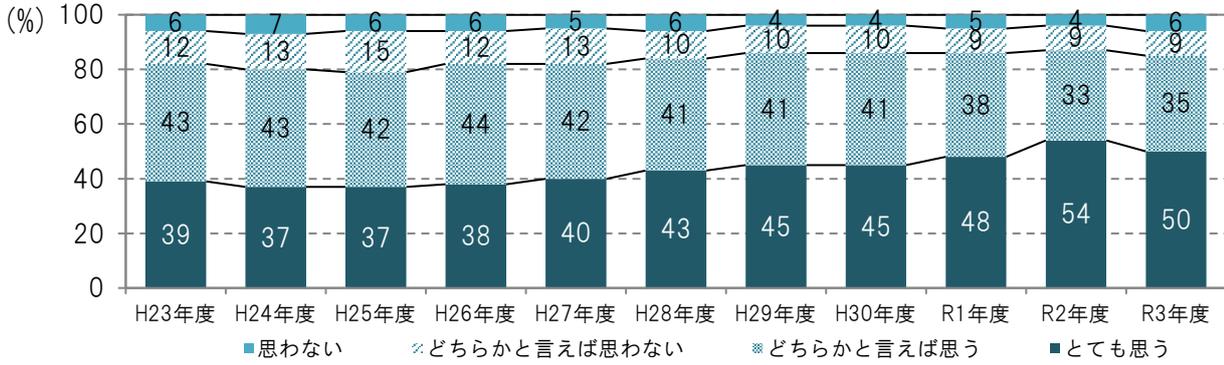
中学校3年生



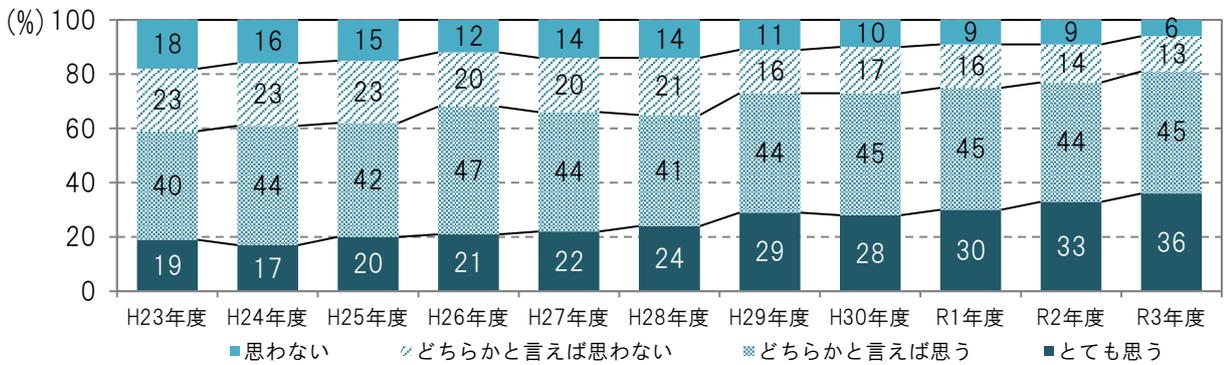
⑤ 学校生活で困ったことやトラブルが起きたとき、先生や相談員さんが助けてくれると思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



中学校3年生



基本方針1「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」を踏まえ、教職員の教育活動を支えるとともに働き方の見直しに関わる施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

P. 28に示す政策2の効果を測る指標の経年変化を見ると、教職員対象の研修・講座を受けて、効果があると感じ、実践しようと思う割合は、受講者の8割以上を占めていることから、研修・講座の内容は満足を得られているものと考えます。また、オンラインで実施したことにより、コロナ禍においても研修・講座の機会を確保することができた一方、教職員の研修参加者数は、平成27年度をピークに減少傾向にあることから、研修内容や実施方法について再考の余地があると考えます。

教職員の働き方の見直しについては、勤怠管理システムを導入し、在校時間数をデータで一括管理できるようになったことで、管理職が教職員の勤務状況を把握しやすくなり、在校勤務時間の長い教職員への声かけなどの配慮がより一層できるようになりました。感染症まん延防止のため、産業医との面談は中止としましたが、管理職がより意識的に教職員に働きかけるなどし、教職員の心身の健康維持にもつながっています。

○課題と今後の方向性

全国的に教職員の働き方改革が引き続き進む中、教職員の長時間勤務の状況や心身の健康状況などについて、ICT¹⁾等を活用したデータの取得及び分析を行い、実態に応じた労働安全衛生の環境整備に取り組みます。

また、GIGAスクール構想²⁾の推進にあわせ、教職員の研修をオンライン中心に実施していくとともに、単なる使用方法の研修ではなく、児童・生徒の学習活動における有効的な活用につながるよう研修内容の充実を図ります。さらに、令和4年度に教育センターにおいてWi-Fi環境の充実を図ることにより、研修に参加する際の時間的負担が軽減され、教職員の働き方改革にもつながっていくものと考えます。

今後、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）⁴⁾の設置が進む中では、校長・教頭以外の教職員も地域住民等と関わる機会が増えてきます。協議会の運営や地域の方々と連携して学校を運営していくには、交渉力や調整力なども重要となります。授業カリキュラムの作成・改善や授業の実施に係る能力のみならず、そうした対外的なコミュニケーション能力・資質向上のための研修についても充実させていく必要があります。

また、円滑な学級運営や学級支援を行うため、臨時・非常勤講師を多く任用している状況ですが、今後、正規教職員と同様の研修を受講できる環境を整備し、より一層教育活動を支える体制づくりが必要です。

2. 指標の推移

教職員の研修機会等が創出されているかを、次の指標から把握し、政策の効果を検証します。

① 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合（％）

R12時点の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
実践しようと思う教職員の割合 80%以上	82.1%	82.2%				

② 「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち、自ら実践したいと思う参加者の割合（％）

R12時点の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
実践したいと思う教育職員の割合 75%以上	75.0%	89.0%				

※教育職員：小・中学校の教員、幼稚園教諭、保育士のことをいう

③ 教職員の研修参加者数（人）

R12時点の目標値	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
研修の参加者数 1,500人以上	1,464	1,568				

2-1 教職員の教育活動への支援（重点施策）

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、適正な人材を確保するとともに、教職員の育成や計画的な配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、勤務条件の整備など働き方の見直しを進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

取組1 教職員の人事・福利厚生に関わる事務の実施

小・中学校の学級数に応じた教職員の定数を確定し、採用、配置換え等の教職員の適正配置に関する事務調整を行います。また、学校現場で働く県費負担教職員²⁹⁾に関する服務や福利厚生等人事労務に関する関わる事務を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学級数に応じた教職員の定数管理	標準学級数 (小・中)	小 427学級 中 187学級	小 442学級 中 188学級					学務課
県費負担教職員 ²⁹⁾ の人事に関わる事務	県費負担教職員定数(小・中)	小 640人 中 392人	小 650人 中 388人					学務課
	臨任・非常勤職員数(小・中)	小臨96人 非80人 中臨61人 非42人	小臨88人 非77人 中臨58人 非31人					
市費教員 ³⁰⁾ の任用	任用数	27人	22人					学務課
スクールサポートスタッフ ³¹⁾ の活用	配置校数 活動人数	32校 35人	32校 43人					学務課
服務に関する研修・説明会の開催	開催回数	0回	事務職員対象 1回					学務課
福利厚生に関する事務	理事会・幹事会への出席	理事会 3回 幹事会 3回	理事会 3回 幹事会 3回					学務課
定期健康診断の実施(小学校)	受検者数	628人	655人					学務課
定期健康診断の実施(中学校)	受検者数	341人	303人					学務課
ストレスチェック実施	受検者数	0人 (未実施)	0人 (未実施)					学務課
産業医との面接等の実施	実施回数	7回	0回					学務課
教職員の公務・通勤災害に係る事務	事案件数	33件	19件					学務課

○取組内容（実績）

各小・中学校の児童・生徒数から標準学級数に基づき必要とする教職員数を算出し、学校運営の基盤となる教職員定数に係る申請事務等を適切に行いました。また、チームティーチングや個別指導など教育活動の充実を図るため市費による教員や教職員の授業準備・庶務的な事務を補助するスクールサポートスタッフ³¹⁾を配置することにより、正規教職員の負担軽減や児童・生徒の学習環境の安定につなげています。

教職員の福利厚生に関しては、定期健康診断を実施するとともに、ストレスチェックの実施（令和4年度実施）に向けた調整を行うなど、教職員の心身の健康管理の充実に向けた取組を進めています。

○取組の効果

産業医との面談については、感染症まん延防止の観点から中止としましたが、教職員の定期健康診断については、予定どおり実施し、教職員の心身の健康保持に対する最小限の取組はできたと考えます。引き続き、教職員の心身の健康保持を充実させるため、産業医による面談において、健康診断の結果をはじめ、令和4年度に実施するストレスチェックの結果や長時間勤務の状況等の客観的データを活用するなど、福利厚生の充実に取り組みます。

取組2 教職員・教育関係者を対象にした研修の実施

神奈川県と連携して、質の高い学びをつくるため教職員の人材育成に取り組むとともに、経験の短い教職員を対象とした研修の充実・強化を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
初任者研修の実施	回数 対象者	7回 36人	8回 43人					教育センター
1年経験者研修の実施	回数 対象者	5回 42人	5回 33名					教育センター
3年経験者研修の実施	回数 対象者	2回 29人	2回 26名					教育センター
4年経験者研修の実施	回数 対象者	2回 44人	2回 28名					教育センター
臨時的任用職員 ³²⁾ 訪問研修を含めた要請訪問研修	回数	72回	85回					教育センター
県主催の研修への連絡調整	参加人数	345人	312人					教育センター

○取組内容（実績）

初任者研修をはじめ、特に経験の短い教員を対象とした、質の高い学びづくりに資する研修の充実・強化を図り、教員の人材育成に取り組みました。初任者研修では、年間8回の研修を実施しました。内2回は担当指導主事⁶⁾と教育指導員³³⁾が授業参観を通してより具体的・実践的な指導・助言する訪問指導研修を行いました。1年経験者研修では、年間5回の研修を実施しました。内1回は代表者の授業研究を行い、質の高い学びづくりについての理解を深めました。3年・4年経験者研修では、組織的に課題等に取り組むことなどに視点を当てた研修を実施しました。

また、教職員の主体的な学びを促すために、学校の要請に応じて、臨時的任用教員³²⁾や非常勤講師を含めた全教員を対象とした訪問研修を実施しました。

○取組の効果

令和2年度に新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、オンラインによる研修等の実施方式を採用しました。令和3年度については、感染対策を十分に講じた上で対面による研修を再開したことにより、研修参加者数が1,464人（R2年度）から104名増加し、1,568人となっています。

要請訪問研修については令和2年度と比較して実施回数が増え、その需要が高いことがうかがえます。この要因の一つとして、研修対象者に対し継続的な指導依頼が可能であること、特に研修機会の限られた臨時的任用職員³²⁾にとって貴重な研修の機会となっていることが挙げられます。

政策2に掲げた指標「研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合」について、8割以上の参加者が、自分の実践に生かせると回答していることから、実施方式の変更による研修の質の低減はないものと考えられます。今後も実施方式に関わらず、研修の質を保てるように、研修方法や内容を工夫していきます。

取組3 教職員の自主的な研修を支援

各小・中学校の校内研究¹⁴⁾のテーマと関連付けた学習指導講座の開催や教職員の自主的な研究・研修の場を設定し、教職員の主体的な研究・研修を支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
自主研究・研修の支援（トワイライトセミナー）	参加人数	26人	20人					教育センター
校内研究 ¹⁴⁾ ・研修のテーマに合わせた学習指導講座の開催	参加人数 開催回数	861人 31回	969人 31回					教育センター

○取組内容（実績）

教育センターの開所時間を延長し、小・中学校教職員等の自主的な研究・研修の場として開放するトワイライトセミナーを年10回開催しました。

学習内容、指導方法に関する実践的な校内研究¹⁴⁾を支援するとともに、校内研究¹⁴⁾を通じた市内小・中学校教員の交流を図るために、各小・中学校を会場とした学習指導講座を31回開催し、延べ969人が参加しました。

○取組の効果

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、トワイライトセミナーを一時的に中止せざるを得ない状況となりましたが、経験豊富な教育指導員³³⁾による授業づくりや児童・生徒理解、学校・学級経営に関する適切・適確な助言が、参加者の悩みの解消や新たな視点の気づきにつながり、学校現場における日々の教育活動の向上・改善につながっていると考えます。

学習指導講座では、各校と調整を行いながら、それぞれのテーマに合わせた講師の招へいを通じて、効果的・実践的な校内研究¹⁴⁾・研修の推進を図るとともに、他校の教職員の積極的な参加を促すことで、小・中学校の教員間の交流と教育実践の具体的な手法や教育理論の共有化が促進されていると考えます。

引き続き、教職員の自主的な研修・研究に対する支援を行うため、教育現場のニーズを的確に把握し、教職員が主体的に参加できる講座を企画するとともに、勤務校を離れずに、校内研究¹⁴⁾・研修に参加できる手法について検討を行うなど、教職員の主体的な研究・研修の支援に取り組みます。

2-2 教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供

教育関係機関等との連携等により、教育活動の実践展開に役立つ情報を収集し、教職員の教育活動に活用できる情報を積極的に提供します。

取組1 質の高い学びづくりに資する調査研究の推進

質の高い学びづくりに資するため各分野における調査研究会³³⁾を設置するとともに、その研究成果を市内小・中学校に情報提供することで、教職員の教育活動の支援に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域教材を活用した授業づくり等に関する調査研究	研究会開催回数	0回 (コロナにより中止)	0回 (コロナにより中止)					教育センター
1人1台端末等ICTの効果的な活用に関する調査研究	研究会開催回数	0回 (コロナにより中止)	8回					教育センター
質の高い学びを実現する授業に関する調査研究	研究会開催回数	0回 (コロナにより中止)	8回					教育センター
子どもの成長発達の視点からの調査研究	研究会開催回数	0回 (コロナにより中止)	8回					教育センター
茅ヶ崎市教育センター調査研究発表会の開催	開催回数 発表会参加人数	0回 0人 (コロナにより中止)	1回 45人 (オンライン)					教育センター

取組2 社会科・理科教育等の充実に資する情報の共有

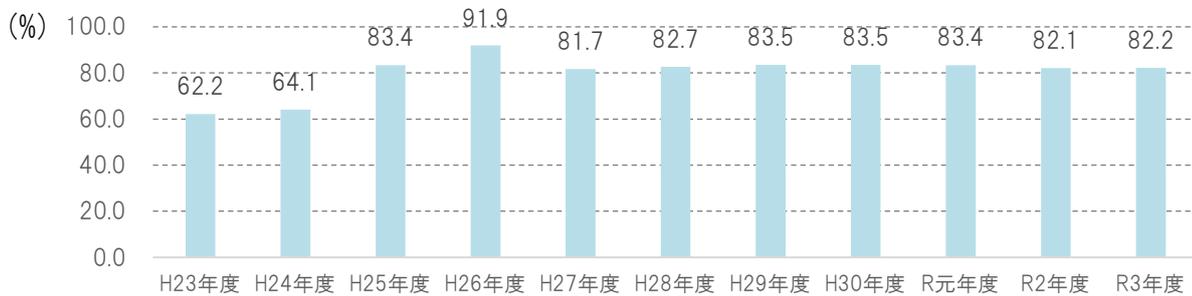
児童・生徒の創意工夫意欲の増進と研究心の高揚を図ることを目的に「茅ヶ崎市小学校中学校創意工夫・研究作品展」を開催します。作品展を通じて、児童・生徒の作品制作の工夫や研究への取り組み方など、社会科・理科教育の充実に資する情報共有の場を提供します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
「茅ヶ崎市小学校中学校創意工夫・研究作品展」の開催	出品作品数	232点	263点					教育センター
神奈川県青少年創意くふう展及び全国小・中学生作品コンクールへの推薦	出品作品数	18点	36点					教育センター

政策2の指標一覧

① 研修・講座に参加して効果があると感じ、実践しようと思う教職員の割合

出典：教育センター調べ



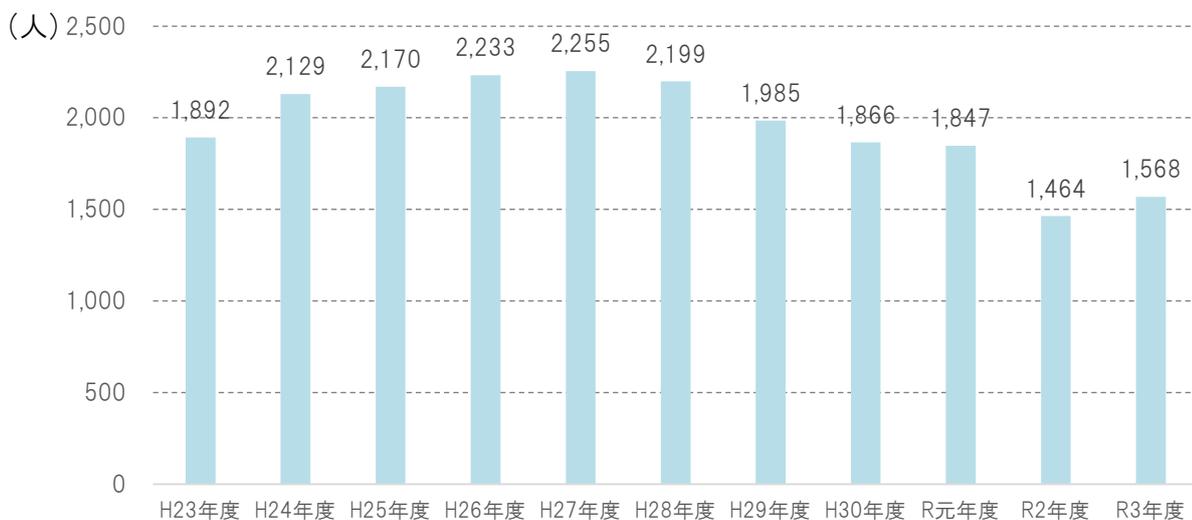
② 「子どもの育ち」をテーマとした教育職員対象講座の参加者のうち自ら実践したいと思う参加者の割合

出典：教育センター調べ



③ 教育関係職員の研修参加者数

出典：教育センター調べ



基本方針 1 の取組に対する知見

政策 1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

各政策の効果を総括するにあたり、具体的な数値やアンケートなど様々な視点から客観的に評価を行うなど改善に努めていること、さらに、前年度の点検・評価の知見を踏まえて事業の推進に努めたことにより成果・効果に繋がっていることに関して、「点検・評価」の目的に照らし、適切な事業運営であると言えます。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

基本方針 1 に関しては、政策 1、政策 2 で構成されています。今回は、審議会の中で委員から意見が出されたものについて取り上げてコメントをします。まず、「1-1 地域の教育資源を生かした学校運営」の「取組 2 地域住民等が参加した学校運営の体制の整備」に関連してです。ここでは、社会教育主事の果たす役割の重要性とそれぞれの学校の地域に合わせた活動の活性化のためにも専門性を有した方々を積極的に学校教育に関わっていただくことの重要性、必要性について意見がありました。

茅ヶ崎市は、公民館活動の歴史も実績もあり、社会教育主事の果たす役割も多様であること等を考慮すると、今後、学習指導要領でも求められている「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、学校運営協議会の運営等の中心的な役割を担う等、今後の活動の展開が期待されます。

続いて、「取組 3 教育活動を支える人的支援」に関連してです。ここでは特に、ICT 支援員の派遣とその活動内容に関して、学校現場では非常に有効であり、今後も成果・効果を検証しながら充実を図ることを望む意見がありました。また、ICT に関連して、児童・生徒一人一台端末の配布により、これまで以上にオンライン授業等の充実が指摘される中で、教材やコンテンツ等について、継続した使用を可能にするためにも蓄積しておく必要があるのではないのかといった意見がありました。

こうした学校現場を支援する取組に関しては、様々な視点からの意見を踏まえ、児童・生徒の学習の充実につなげていただくことを望みます。

政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

政策1でも指摘したように、各政策の効果を総括するにあたり、具体的な数値やアンケートなど様々な視点から客観的に評価を行うなど改善に努めていることに関しては適切な事業運営がなされているものと評価できます。教育活動を支える教職員の働き方や人材育成に関連して、様々、課題がある中でも「できるところ」から着実な事業運営に努めていることが窺われます。特に、コロナ禍における心身の健康管理に関しては大変重要なことであり、管理職のきめ細かな働きかけ等、今後も引き続きの努力をお願いします。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

政策2については、政策2の効果を測る指標に関連した意見が出されました。教員の人材育成に関連して、教職員対象の研修・講座を受けて8割以上が「効果がある」「実践しようと思っている」、残り2割は「思わない」という結果に対するものでした。その中で、授業参観等で学校を訪れると、旧態依然とした授業をしている先生を目にするといった厳しい指摘もありました。

多くの教職員は研修の成果・効果を実感し、日常の教育活動の充実に繋げようと努力をされているものと受け止めています。学習指導要領では「学校教育を通して育むべき資質・能力を確実に子供たちが身に付けることができるようにする」ことを求めています。是非、こうした観点から、「何のための研修なのか」という点を改めて確認するなどしていただき、児童・生徒の学習の充実に繋げていただくことを望みます。

3 基本方針2の点検・評価

政策3
子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

政策4
郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」を踏まえ、社会教育関係職員の育成、青少年の育成及び多世代の学びの機会の提供に関わる施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

令和3年度は、P. 51～53にあるように公民館や青少年会館など社会教育施設に来館する利用者は、平成29年度から令和元年度までの利用者の平均（公民館：22万7,246人、青少年会館：9万2,851人）と比べ減少していますが、感染症対策を行いながら施設を開館したことにより、利用者数は2年度と比較して増加しています。一方、実数は把握できていないものの、政策3の指標「公民館を利用したことある児童・生徒の割合」は、平成29年度から令和元年度までの割合（児童：20%、生徒：6.3%）と比べ割合が低く、児童・生徒が公民館を利用する機会が減少している可能性があります。

令和3年度の社会教育関連の講座については、対面による講座を一部再開したほか、オンライン講座は71講座、動画配信は44講座（2年度実績 オンライン講座：22講座、動画配信：106講座）を開催しました。対面式やオンライン開催では受講できる人数は限られるものの、受講が時間と場所に限定されない動画配信と比べ、「講師と受講者」又は「受講者間」のコミュニケーションを重要視したためWeb会議システムを活用しました。動画配信についても、公立保育園と連携して考案した「えぼし麻呂体操」のように、子ども達の運動不足の解消や体操を通じて子ども同士がコミュニケーションを深めることができるようにするなど、動画の内容を工夫しました。

○課題と今後の方向性

社会教育関連講座は、「対面」及び「オンライン」を併用して、引き続き開催していきます。P. 42に示す政策3の重点施策の取組の效果に記載しているように、オンラインにより講座を開催することで、今まで講座に参加されなかった新たな層からの参加が見られるなど、「参加しやすい」という面で強みがあると考えられます。GIGAスクール構想²⁾の推進により児童・生徒がタブレット端末を日常的に使うことが増え、持ち帰りも令和4年度より可能になったことから、今後は児童・生徒が講座に参加する割合も高くなっていく可能性があります。

そこで、オンラインの強みを生かすとともに、前年度の点検・評価の知見を踏まえ、家庭の情報機器・ネット環境が不十分である方等に対して学習機会を保障するため、令和4年度に公民館等へのWi-Fi環境の整備に取り組みます。

感染症のまん延を機に、講座の開催手法の幅が広がるなど、時代の変化に柔軟に対応しながら、社会教育の取組を継続する上で、社会教育関係職員³⁵⁾の資質の向上は重要です。特に、P. 39の「取組2「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座等の開催」の取組内容（実績）にあるように、オンラインでの取組は著作権や肖像権などに留意する必要があるため、職員向けに著作権法など関連法令等の理解を深める研修の開催を検討します。

2. 指標の推移

公民館、図書館等が地域の交流施設として、教育の場として市民等に利用されているか、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

① 社会教育関係職員の研修参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
社会教育関係職員の研修参加者数 年間100人以上	参加者数	116人	81人				

② 社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
社会教育主催事業・イベントの 参加者数 45,000人以上	参加者数 (対面)	0人	1,812人				
	動画配信 再生回数 [※]	75,772回	7,844回				
	オンライン 講座参加者数 [※]	306人	1,096人				

※感染症まん延以降、オンラインで講座を開催したため、指標を追加

③ 市人口当たりの公民館の利用の割合（公民館の利用者数／市人口）（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの公民館の利用の 割合 85%以上	利用者	46,882人	75,516人				
	利用割合	19.3%	31.0%				

④ 公民館を利用したことある児童・生徒の割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「よく利用している」と回答した 割合 小学校6年生：20%以上 中学校3年生：8%以上	小学校 6年生	14%	6%				
	中学校 3年生	6%	2%				

⑤ 市人口当たりの青少年会館の利用割合（青少年会館の利用者数／市人口）（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの青少年会館の利用割合 30%以上	利用者	27,559人	40,948人				
	利用割合	11.0%	17.0%				

⑥ 市人口当たりの体験学習センターの利用割合（体験学習センターの利用者数／市人口）（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりのの体験学習センターの利用割合 30%以上	利用者	25,783人	48,513人				
	利用割合	11%	20%				

⑦ 青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「子ども大会」参加者数（人） 11,000人以上	参加者数	0人 (コロナにより中止)	12,879人				

⑧ 小学校ふれあいプラザの利用者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
小学校ふれあいプラザ利用者数（人） 27,000人以上	利用者	5,352人	13,581人				
市立小学校児童数に対する利用割合 260%以上	利用割合	41%	107%				

⑨ 子どもの家の利用者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
子どもの家の利用者数（人） 23,000人以上	利用者	6,363人	11,966人				
0～13歳人口に対する利用割合 120%以上	利用割合	22%	41%				

⑩ 市民1人当たりの貸出点数（貸出冊数／市人口）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市民1人当たりの貸出点数 4.5点以上	貸出冊数	79万 4,820冊	103万 7,821冊				
	貸出点数	3.4点	4.3点				

⑪ 図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「よく利用している」と回答した 割合 小学校6年生：20%以上 中学校3年生：10%以上	小学校 6年生	16%	11%				
	中学校 3年生	8%	6%				

⑫ 家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
研修・講座の開催数 60件以上	開催数	24件	46件				

3-1 社会教育関係職員の人材育成

家庭教育支援や社会的要請課題（環境、防災、人権、国際化、子育て支援など）に対応した学習プログラムなどの社会教育活動が推進されるよう、社会教育関係職員の資質向上を図ります。

また、地域と学校の連携をより一層深めるために、社会教育主事などの育成や地域と学校が相互に連携しながら教育を進めていく体制の整備を検討します。

取組1 社会教育事業の推進と社会教育関係職員の資質向上

公民館運営審議会や社会教育委員の会議の意見、社会教育主事⁷⁾会の研究成果を踏まえ、家庭教育支援や社会的要請課題に対応した学習プログラムなどを実施します。また、質の高い社会教育事業の展開を図るため、さまざまな研修事業により社会教育関係職員³⁵⁾の資質の向上に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
公民館運営審議会の開催	開催回数	17回	10回					公民館
社会教育委員の会議の開催	開催回数	5回	2回					社会教育課
社会教育主事 ⁷⁾ 会による調査研究	研究テーマの数	1テーマ	1テーマ					社会教育課
社会教育関係職員 ³⁵⁾ 向けの研修会の開催	開催回数	5回	4回					社会教育課
PTA研修会の実施	参加人数	0人 (コロナにより中止)	0人 (コロナにより中止)					社会教育課

取組2 社会教育事業等の情報発信

社会教育課、公民館及び青少年会館などの教育施設における活動について、さまざまな媒体を用いた情報発信に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
社会教育課事業のまとめ誌の発行	誌面の発行数	1刊	1刊					社会教育課
活動状況に関する情報提供	誌面の発行HP等での発信回数	発行数：3,365部 発信回数：148回	発行数：32,351部 発信回数：337回					公民館 青少年会館

3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上（重点施策）

地域、関係団体や市長部局等と連携し、子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会を通じて、青少年育成や地域の教育力向上につなげます。

また、公民館、図書館などを拠点に様々な分野（自然、防災、福祉、地域の伝統文化など）に関して学び、体験する機会を提供します。

取組1 地域の小・中学校と連携した取組の実施

これからの社会を切り拓くための力を育むため、公民館などが中心となり、さまざまな形で小・中学校との交流の場を創出し、次世代の育成とともに地域の活性化を図ります。

活動内容	事業量（実績）						担当課
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
小・中学校などと連携した主催事業の開催	講座数 参加人数	0回 0人 (コロナにより中止)	1事業 24人				公民館
児童・生徒向けの職場体験の開催	講座数 参加人数	0回 0人 (コロナにより中止)	0事業 0人				公民館
学校への出前講座等の実施	講座数 参加人数	0回 0人	9回 9クラス				図書館
学校への出前講座等の実施	講座数 実施校数	9回 9校	10回 6校				社会教育課

○取組内容（実績）

（公民館）

松林公民館では、赤羽根中学校の科学部と連携し、夏休みに小学生親子を対象としたオンライン講座を実施しました。

（図書館）

図書館が行う出前講座では、室田小学校1・2年生合計4クラスの児童を対象に、図書館の役割についてや、ストーリーテリング³⁶⁾及び絵本の読み聞かせを実施したほか、5年生1クラスでは年鑑を使った調べ学習のサポートを行いました。西浜小学校については、6年生4クラスの児童を対象に本の概要を紹介するブックトーク³⁷⁾を行いました。

出前講座で紹介した本については、期間限定で教室に配架するなど本の続きを楽しみ、親しんでもらえるよう工夫を行いました。

（社会教育課）

学校への出前講座の実施については、感染症のまん延に伴い、依頼数は減少したものの、中学校では「茅ヶ崎の文化財」について、小学校では「昔の暮らし」に関する出前講座を行いました。特に中学校1校、小学校2校において、実物の資料を活用し、本物に触れながら、地域の文化財に対する学びに取り組みました。

○取組の効果

（公民館）

小・中学校と連携した講座の開催は、参加した小学生が講師となった中学生の姿を見ることで、将来的に自分も講師になりたいと考えたり、講師を務めた中学生自身も自らの学習を深めるなど、それぞれの学習意欲を高めるとともに、地域社会を担う者としての意識芽生えにつながる可能性があると考えられます。

次年度以降も引き続き、小・中学校と連携した取り組みの効果について、注視していきます。

（図書館）

室田小学校の読書活動協力指導者による授業では、話に聞き入り、楽しんでいる児童の姿が多く見られるなど児童の読書活動の促進するきっかけとなっています。

西浜小学校でも同様に、ブックトーク³⁷⁾により、紹介した本の内容に対する興味が湧くなど、読書への興味・関心につながっている反応がありました。こうした取組が子どもの読書活動の促進にどのような効果があるか、今後詳細な分析が必要ですが、分析の手法や効果測定の実施方法などについて検討します。

（社会教育課）

茅ヶ崎の人々の昔の暮らしや文化に関して実物の資料を用いながら解説することで、出前講座の実施機会は減少したものの、小・中学校との交流や次世代の育成を図ることができました。

今後は、文化資料館で所蔵する実物資料を活用し、歴史・文化のみならず自然も含めた出前講座を企画し、学校教育への支援に取り組みます。

取組2 「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座等の開催

週末や放課後の子どもの居場所づくりのため、スポーツや遊びなどに関する事業を通じて、学校区や学年を超えた子ども同士の交流や体験学習の場を提供します。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
子どもの交流を深める講座等の開催	講座数	公民館：27回 青少年会館：0回	公民館：28回 青少年会館：4回					公民館 青少年会館
親と子が一緒に参加する講座等の開催	開催数	公民館：7回 青少年会館：4回	公民館：17回 青少年会館：4回					公民館 青少年会館
小学生向け体験活動事業の実施	開催数	0回 (コロナにより中止)	事業実施方針により休止					青少年課
冒険遊び場の開催	開催数	0回 (コロナにより中止)	25回					青少年課
宇宙教室及び宇宙記念日関連事業の開催	開催数	対面：2回(参加者数：192名) 動画講座：5回 (再生回数：6,847回)	対面：1回(参加者数：95名) 動画講座：6回 (再生回数：1,726回)					青少年課
おはなし会の開催	開催回数	0回 (コロナにより中止)	18回					図書館

○取組内容（実績）

（公民館）

オンライン講座、動画配信講座に加え、感染防止対策を講じた上で令和3年7月より対面式による講座も再開しました。子どもの交流を深める講座は、夏休みに5館連携事業として実施したオンライン講座の「夏休みオンライン子どもサークル体験」をはじめ講座を28回、親と子が一緒に参加する講座は、夏休みにオンラインで実施した親子陶芸教室をはじめ講座を17回開催しました。

（青少年課）

冒険遊び場については、感染症対策を行い、茅ヶ崎公園で17回、市民の森で8回実施しました。

宇宙教室及び宇宙記念日関連事業については、野口宇宙飛行士の3度目の宇宙飛行からの帰還を本庁舎1階市民ふれあいプラザにて、感染症対策を行いながら、野口宇宙飛行士出身小学校等の市民とともに見守る事業を実施したほか、宇宙教室として動画配信による2講座を実施しました。

（図書館）

対面式でのおはなし会は、小さい子向けおはなし会は2回（参加者：子ども11人、大人7人）、小さい子～小学生向けおはなし会は4回（参加者：子ども32人、大人32人）を開催しました。

おひぎにだっこは、手法を変え、オンライン「おうちでおひぎにだっこ」として12回（参加者：子ども46人、大人47人）開催しました。著作権の関係上、絵本の読み聞かせには制限がありますが、プログラムを工夫し、わらべうたや折り紙などを組み合わせながら開催しました。また、参加者アンケートも参考にし、実施方法や使用する機器等の研究を行いました。

○取組内容（実績）続き

（青少年会館）

コロナ禍においておよそ1年半ぶりに、子ども同士の交流を目的に、対面による講座を4講座（卓球教室、ねんどdeミニチュアフード～オムライスをつくろう～、多肉植物の世界及び鍵盤ハーモニカでJAZZを弾いてみよう）を開催しました。

また、コロナ禍における子どもの運動不足の解消と親と子のコミュニケーションを深めるため、公立保育園と連携して「えぼし麻呂体操」を考案し、動画配信を行いました。また、「苔玉教室」、「盆栽教室」では必要な材料を用意し、時間や場所を選ばず受講ができる参加者限定の動画配信講座として実施しました。

○取組の効果

（公民館）

コロナ禍で居場所づくりが難しい状況のなか、スポーツや遊びなどに関する事業を通じて、学校区や学年を超えた子ども同士の交流や体験学習の場を提供することができました。オンライン講座については、GIGAスクール構想²⁾により、児童・生徒がタブレット端末を普段の授業で使っていることもあり、スムーズに講座に参加できていると考えます。今後はタブレット端末も利用しながら、子ども同士の連携及び保護者と子どもとの環を深める事業展開を進めていくことで、講座開催の効果がより一層期待できるものと考えます。

（青少年課）

感染症により、子どもたちを取り巻く環境も制限が多い状況が続いていますが、冒険遊び場事業においては、なるべく禁止事項を少なくし、子どもたちが自ら遊び方を考え、実践していくことにより、その時に出会った異なる年齢の子どもたちが関わり、遊びを創出することで子ども同士の交流の促進が図られました。

動画配信により実施した宇宙教室は、受講後のアンケートを実施しているものの、回答数が少ないことからその効果が測りきれない点が課題です。宇宙記念日関連事業として実施した野口宇宙飛行士の帰還応援事業は、悪天候により帰還日時が複数回変更になりましたが、子ども達を含め多くの方が参加し、子ども達が宇宙や科学に関心を持つきっかけとなりました。

（図書館）

感染症のまん延防止のため、オンラインでの実施方法を研究する機会となりましたが、「おうちでおひぎにだっこ」については、今までおはなし会に参加できなかった親子が自宅から参加するなど、対面式では得られなかった効果も見られました。また、ボランティアとの定例会もオンラインで実施し、情報共有しながら進めることができました。

（青少年会館）

対面により講座を開催したところ、感染症のまん延により対面による交流が減少した影響もあり、今まで青少年会館の自主事業に参加したことがない子ども達から多くの申込と参加がありました。「えぼし麻呂体操」も、公立の保育園に通う子ども同士で動画を見ながら体操をする姿を見ることができました。オンラインだけでなく、こうした一緒に体を動かしたり、学習する交流は子どもたちにとって必要であると考えます。

一方、「苔玉教室」などは動画配信講座になりますが、今まで対面講座では受講するのが難しいと考えていた親子にも参加がありました。

取組3 多様な主体と連携した学習機会の提供

地域と密接な関係にある学校や関係団体等と連携、協働を図り、次世代を担う地域の子どもや若者が主体的に参画できるよう、その主体団体等の特性を生かした学びの場の提供に取り組みます。また、世代間の交流を通じて地域住民のつながりが深まるよう支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域課題の解決に向けた学びの機会の提供	講座数	21事業	21事業					公民館
	参加者数 再生回数	103人 9,870回	249人 853回					
世代間交流事業の実施（青少年会館）	講座数	1事業	1事業					青少年会館
	参加人数	1,387人	1,923人					
世代間交流事業の実施（公民館）	講座数	41事業	21事業					公民館
	参加者数 再生回数	14人 37,764回	514人 499回					
シニア世代への学びを通じた交流の場の提供	講座数	8事業	12事業					公民館
	参加者数 再生回数	29人 1,541回	165人 0回					
利用登録団体や地域の関係団体等のスキルを活用した体験学習事業の実施	講座数	0事業	2事業					体験学習センター
	参加人数	0人 (コロナにより中止)	12人、 1事業 10組					

○取組内容（実績）

（公民館）

小和田公民館では、松浪コミュニティセンターと連携して、「ゆかた」を題材に「和文化」に触れ、その作法等を学ぶ日本の伝統をテーマにした親子講座を開催しました。また、公民館5館連携事業の1つとして、情報格差の解消を図るため、シニア世代を対象としたZoomの使い方講座を7回開催しました。

（体験学習センター・青少年会館）

体験学習センターでは、施設の効果的な活用を図るため、利用登録団体や地域の関係団体等のスキルを活用した体験学習事業の実施に取り組むこととしていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症まん延の影響もあり、過年度に実施した事業をオンライン形式で実施しました。3事業中2事業（正月飾りの作成、水墨画教室）についてはオンライン会議で、他1事業（そば打ち体験）は動画を配信しました。その他、朝顔の種の配布やえんどう豆の収穫体験等、施設の特徴を活かした取組を実施しました。また、青少年会館では体力の向上と多世代交流を目的に、トレーニング室を開放し、1,923の方が利用しました。

○取組の効果

（公民館）

地域社会の持続可能な発展及び地域住民とのつながりを維持する上で、公民館が地域の活動拠点として学校や関係団体と連携して活動することが求められているなか、コミュニティセンターと連携して行った講座は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により活動が停滞傾向にある地域活動を再開するきっかけにつながる取組として、成果が期待されます。

シニア世代を対象とした講座は、パソコン、スマートフォンなどを活用する幅が広がることにより、生活を豊かにすることができ、コロナ禍で得られた教訓をもとに実施した取組として、成果が期待されます。

（体験学習センター・青少年会館）

体験学習センターの自主事業は多世代交流を目的としているため、対面によりコミュニケーションを図りながら実施することが理想的ですが、新たな生活様式が求められる中、オンラインを活用することで家に居ながらにして参加できるといったメリットもあります。特にそば打ち体験の事業では、予め講師の方と撮影した動画を参加者に配信する方法を採りましたが、参加者にとっては動画を繰り返し確認することや家族で参加することが可能となりました。講座の内容次第では、より多くの参加者に配信することも可能であり、今後の事業の手法として応用可能であることが確認できました。

青少年会館では、体力の向上を目的としながら、多世代交流の場として提供することで地域の多くの方々に利用していただくとともに、施設の有効利用の促進にもつなげることができたと考えています。

取組 4 市民主催の学習活動を支援

市民が自ら学び、体験する場の提供に取り組むとともに、市民主催の講座や利用登録団体の活動に関する情報発信など周知活動を実施し、市民主体の学習活動の支援に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
地域住民等が主催する講座開催への支援	支援対象事業	29事業	0事業					公民館
学習成果の発表会等の開催	開催回数	1回	9回					公民館
利用登録団体への施設・設備の貸し出し	利用件数	2,359件	4,292件					体験学習センター
市民へのフリースペースの貸し出し	利用件数	3,013件	7,075件					体験学習センター
利用登録団体の活動及び施設の紹介動画の配信	配信数	体験学習センター：0本 青少年会館：3本	体験学習センター：7本（うち登録団体の紹介動画6本） 青少年会館：3本					体験学習センター 青少年会館

○取組内容（実績）

（公民館）

感染症まん延防止対策を実施しながら対面型とオンラインの両方の手法を用いて、活動内容を発表する機会を9回提供し、学習成果を地域に還元するための支援を行いました。

（体験学習センター・青少年会館）

体験学習センターは、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に応じて施設の利用制限を緩和したこともあり、利用登録団体による施設の貸し出しは4,292件、フリースペースは7,075件と令和2年度に比べ増加しました。利用登録団体の紹介動画については、2年度より準備を始め、3年度に6本を配信しました。作成した動画はホームページ等を通じて配信する他、館内に動画のサムネイル³⁸⁾を掲示し、施設利用者への周知を図りました。

青少年会館は、登録団体の会員の作品を紹介する「オンライン美術館～絵手紙から～」を、また施設の中庭に咲く花をテーマにした「中庭シリーズ2021年～さつき編～」 「中庭シリーズ2021年～宇宙あさがお編～」を配信し、学習活動の支援に取り組みました。

○取組の効果

（公民館）

活動するサークルについて、高齢化やライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、練習や成果発表の機会の減少などサークル活動が停滞化している状況ではありますが、日頃の活動成果を地域に還元できていることから、サークルの育成及び支援が地域の教育力向上に寄与していると考えます。

（体験学習センター・青少年会館）

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた施設の利用制限の緩和など難しいかじ取りを行う中で施設の貸し出しを行った結果、利用件数も増加しており、市民活動の活性化のきっかけをつくることができました。

利用登録団体の紹介動画の作成については、利用登録団体と職員とが何度も打合せを重ねる過程で両者の関係性を深めることができ、団体の方々に講座の講師を依頼したり、施設運営に協力をお願いするなど、施設と利用登録団体のネットワークの構築につながっています。また、こうした取組を継続することで、市民と協働した施設運営に加え、団体活動の活性化が図れています。

青少年会館は、利用登録団体の活動紹介は、学習活動の支援の取組として、学びの成果を発表する場も兼ねた作品動画を利用団体と一緒に作成したことにより、青少年会館と団体との関係性が深まり、団体の活動意欲を高めることで施設の管理運営及び各種事業への協力につながっています。

3-3 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備

小学校ふれあいプラザや子どもの家など、青少年が安全で安心して学び・遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

また、青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

取組1 青少年の居場所の創出

小学校ふれあいプラザ³⁹⁾や子どもの家など、青少年が安全で安心して学び・遊べる場や、青少年活動を発表する機会を提供します。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
小学校ふれあいプラザ ³⁹⁾ の運営	実施校 実施回数 (週平均) 利用者数	18校 1.31回 5,352人	18校 1.50回 13,581人					青少年課
子どもの家の運営	利用者数 開設数	6,363人 6か所	11,966人 6か所					青少年課
青少年広場の運営	広場の数	15ヶ所	15ヶ所					青少年課

取組2 青少年を対象にした講座等の開催

青少年の健全育成のため、余暇活動推進の一環として「居場所づくり」・「多様な体験活動と交流の促進」などを目的とした主催の講座等を開催します。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
青年事業の開催	開催回数 参加人数	公開限定動画講座：1回、16人	対面講座：1回、12人 公開限定動画配信講座：2回、40人 動画配信作品集：3講座（視聴回数500回）					青少年会館
親子事業の開催	開催回数 参加人数 (再生回数)	動画配信講座：3回（1,880回）	限定動画配信講座：2回、47人 動画配信講座：1回（4,180回） 動画配信作品集：1回（159回）					青少年会館
子ども事業の開催	開催回数 参加人数	0回、0人 (コロナにより中止)	対面講座：3回、22人 動画配信講座：1回（182回）					公民館 青少年会館
交流事業の開催	開催回数 参加人数	0回、0人 (コロナにより中止)	0回、0人					公民館 青少年会館
開放事業の開催	開催事業数 参加人数	1事業 1,387人	3事業 3,097人					公民館 青少年会館
はたちのつどいの開催	参加者数 新成人実行 委員数	3,205回（R2オンライン開催のみ） 15人	1,594人 (オンライン配信再生回数：1,168回) 17人					青少年課

取組3 青少年が健やかに成長できる環境づくり

青少年育成推進協議会や子ども会などの団体や青少年育成に関わる方々に対する研修等を実施するなど、青少年の育成をサポートする人材を育成し、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
青少年問題協議会幹事会・協議会の開催	開催回数	1回	書面 1回 対面 1回					青少年課
青少年健全育成のためのパトロールの実施	実施回数	各学区1回	各学区1回					青少年課
青少年指導者等への研修会の開催	開催回数 研修受講者	0回 (コロナにより中止)	事業実施方針に基づき休止					青少年課
子ども会連絡協議会及び青少年指導員連絡協議会への参加	参加回数	市子連 16回 青指連 13回	市子連 23回 青指連 23回					青少年課
青少年育成推進連絡会議の開催	開催回数	書面 1回	対面 2回 書面 1回					青少年課
ジュニアリーダー ⁴⁰⁾ 養成	登録者数 開催数	5人 0回	10人 5回					青少年課
インリーダー ⁴¹⁾ 研修会の開催	開催回数	0回 (コロナにより中止)	事業実施方針に基づき休止					青少年課
子ども会新役員研修会の開催	開催回数	0回 (コロナにより中止)	1回 オンライン開催					青少年課

3-4 情報拠点としての図書館の充実

市の情報拠点として、市民の学習活動等を支援し、高度化・多様化するニーズに応えることができるよう、幅広い資料・情報の収集と提供を行います。

また、レファレンスサービスや図書館システムを充実するなど、誰もが利用しやすい図書館を目指します。

取組1 図書館の運営体制の充実

市立図書館の運営体制の充実を図るため、運営に関する調査審議を行う図書館協議会を開催するとともに、子どもの読書の推進に係る計画の進行管理及び子ども読書活動推進の担い手となるボランティアの育成に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
図書館協議会の開催	開催回数	3回	2回					図書館
子ども読書活動推進計画の進行管理	評価書の作成	1回	1回					図書館
図書館ボランティアの育成	講座開催数 参加人数	0回 0人 (コロナにより中止)	0回					図書館

取組2 図書館資料の探索・案内機能の充実

図書館機能の充実を図るため、レファレンスサービス⁴²⁾や図書館システムを充実し、市民が必要とする資料や情報を入手しやすい環境整備に取り組みます。また、SNS等を活用した蔵書情報や図書館事業の発信を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
レファレンスサービス ⁴²⁾ の実施	受付件数	1,192件	7,413件					図書館
ホームページによる情報発信と蔵書情報の提供	トップページのアクセス数	60万623件	63万1,803件					図書館
Twitterによる情報発信	新しいフォロワー数	308人	272人					図書館

取組3 図書館資料の収集・貸出

本市の図書館資料の収集方針に基づき、資料購入に向けた選定会議を開催し、市民ニーズや社会状況に応じた資料の収集・貸出を行います。また、自館に所蔵がない資料や専門書を必要とする市民の要望に応えるため、近隣市町の図書館や県内外の公立図書館、大学図書館からの借入連携を行うとともに、来館が困難な市民に対する配本サービスを実施します。

活動内容		事業量（実績）					担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
図書館資料購入に係る選定会議の開催	開催回数	85回	88回				図書館
資料の収集	受入図書冊数	19,357冊	18,848冊				図書館
適切な除籍による蔵書管理	除籍図書冊数	17,167冊	17,338冊				図書館
図書館資料の貸出	貸出点数	79万4,820冊	103万7,821冊				図書館
予約・リクエストの受付	予約・リクエスト件数	21万7,608件	25万353冊				図書館
自館に所蔵がない資料の借入連携	相互貸借借受数	2,621冊	3,572冊				図書館
身近な図書施設における資料の提供	貸出点数における分室の割合（%）	37%	36%				図書館
郷土資料デジタルライブラリーによる資料の提供	延べ資料点数	423点	427点				図書館
障がい者や高齢者が利用しやすい図書の提供	大活字本の資料点数	1,753点	1,713点				図書館
来館が困難な市民に対する家庭配本サービスの提供	登録者数	14人	14人				図書館

取組4 読書を体験する環境の充実

図書に触れ合う環境を整えるため、図書館主催の講座を開催します。また、子どもたちに読書の喜びを伝え、読書習慣を形成するため、講座や学校との連携事業を実施します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
映画会の開催	開催回数	0回 (コロナにより中止)	0回					図書館 公民館
図書館主催事業の開催	開催回数	4回	3回					図書館
ブックトーク ³⁷⁾ の実施	実施回数	10回	図書館：23回 公民館：0回					図書館 公民館
おはなし会の開催	開催回数	0回 (コロナにより中止)	図書館：18回 公民館：1回					図書館 公民館
ブックスタート ⁴³⁾ の実施	ブックスタートパックの配布率	45%	48%					図書館
読書週間等のポスター展の開催	参加校数 応募点数	0校 0点 (コロナにより中止)	18校 82点					図書館
団体貸出（学校、保育園等）の実施	貸出冊数	3万3,883冊	2万1,811冊					図書館
地域、関係団体や市長部局等との連携事業の実施	実施回数	6回	7回					図書館
施設見学の受け入れ	受け入れ回数	1回	7回					図書館
職場体験の受け入れ	受け入れ回数	0回 (コロナにより中止)	0回					図書館

3-5 家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

講座等を通じて、子どもの成長に応じた学習機会や子育て中の親などへの情報提供を充実するとともに、子ども、保護者、関係団体及び地域住民がつながり、交流する環境を充実します。

取組1 保護者を対象とした学習や交流の場の提供

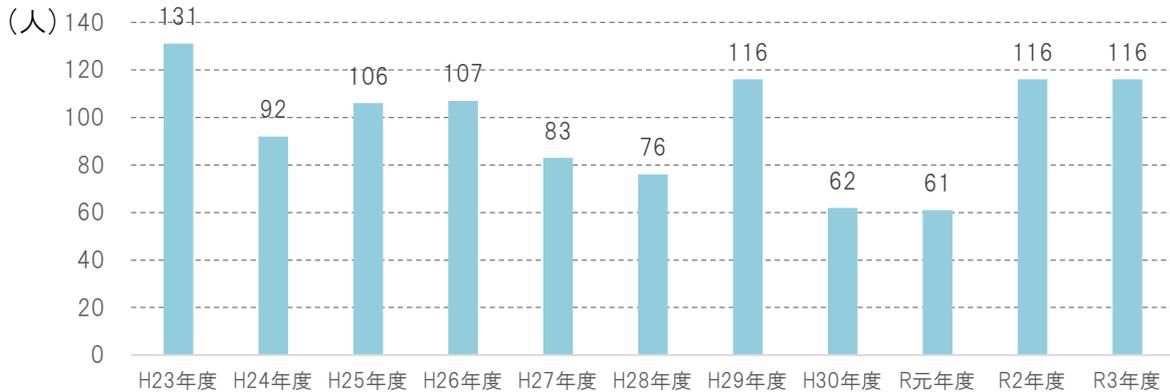
家庭教育の主体である保護者自らが意欲的に家庭教育を行っていただけるよう、保護者にさまざまな家庭教育に関する学習の機会を提供するとともに、また、子育ての悩みや不安を抱える保護者同士や地域住民などが気軽に交流できる場を提供します。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
家庭教育支援事業の開催	講座数 参加者数 再生回数	19事業 40人 18,336回	30事業 537人 1,689回					公民館
保護者同士の交流の場の提供	事業数 参加人数	2事業 24人	8事業 259人					公民館
ブックスタート ⁴³⁾ の実施（再掲）	配布率	45%	48%					図書館
おはなし会の開催（再掲）	開催回数	0回 （コロナにより中止）	図書館：18回 公民館：1回					図書館 公民館

政策3の指標一覧

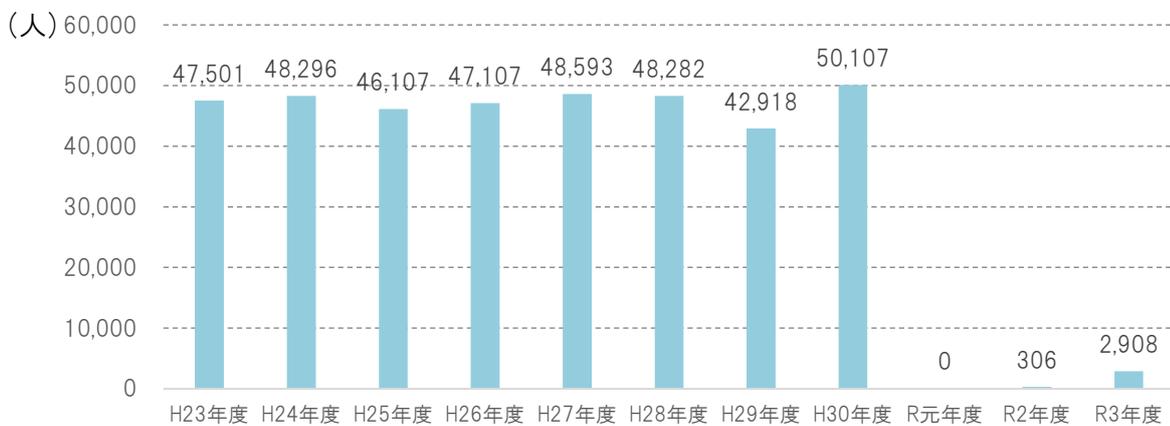
① 社会教育関係職員の研修参加者数（人）

出典：社会教育課調べ



② 社会教育主催事業・イベントの参加者数（人）

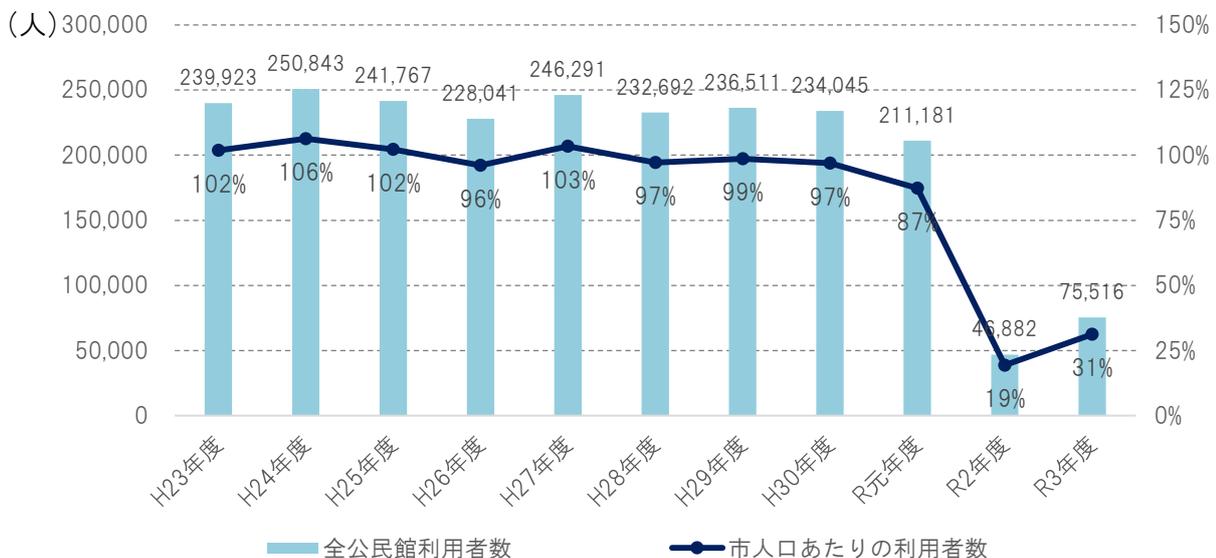
出典：社会教育課調べ



※R2年度・R3年度の参加者＝対面による開催＋オンライン講座参加者数

③ 市人口当たりの公民館の利用割合（％）（公民館の利用者数／市人口）

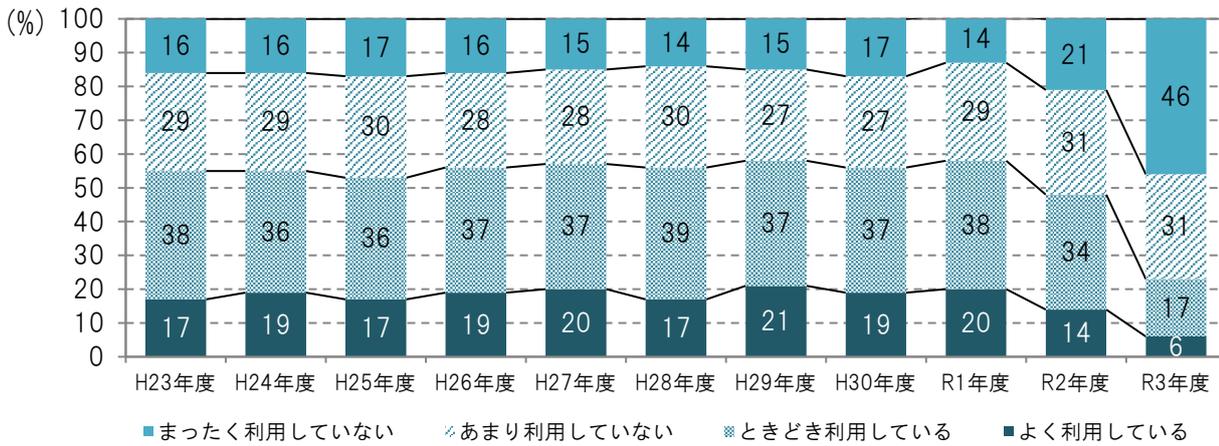
出典：社会教育課調べ



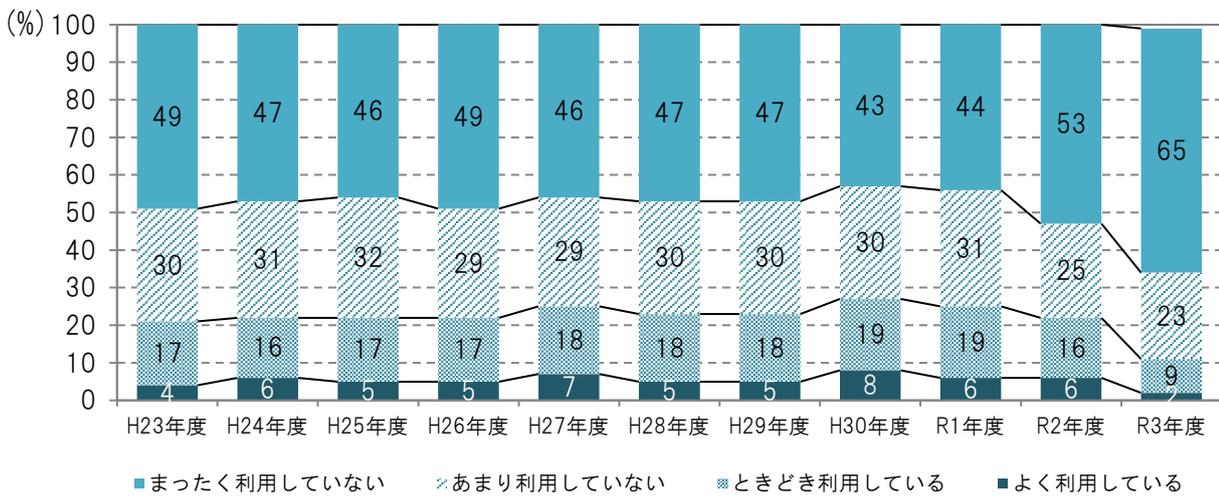
④ 公民館を利用したことある児童・生徒の割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

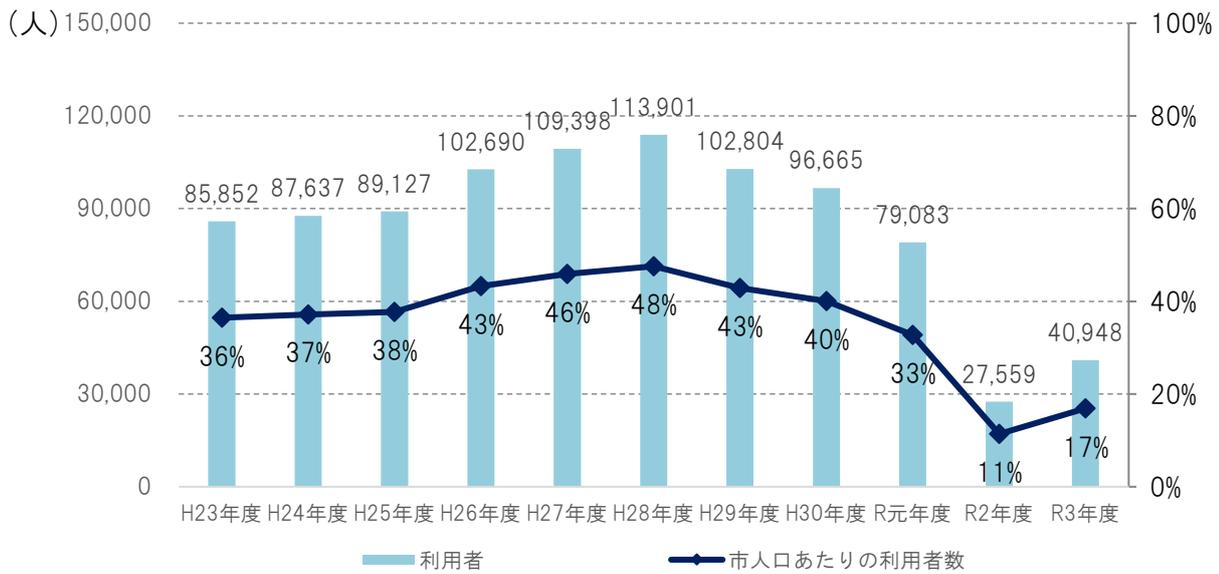


中学校3年生



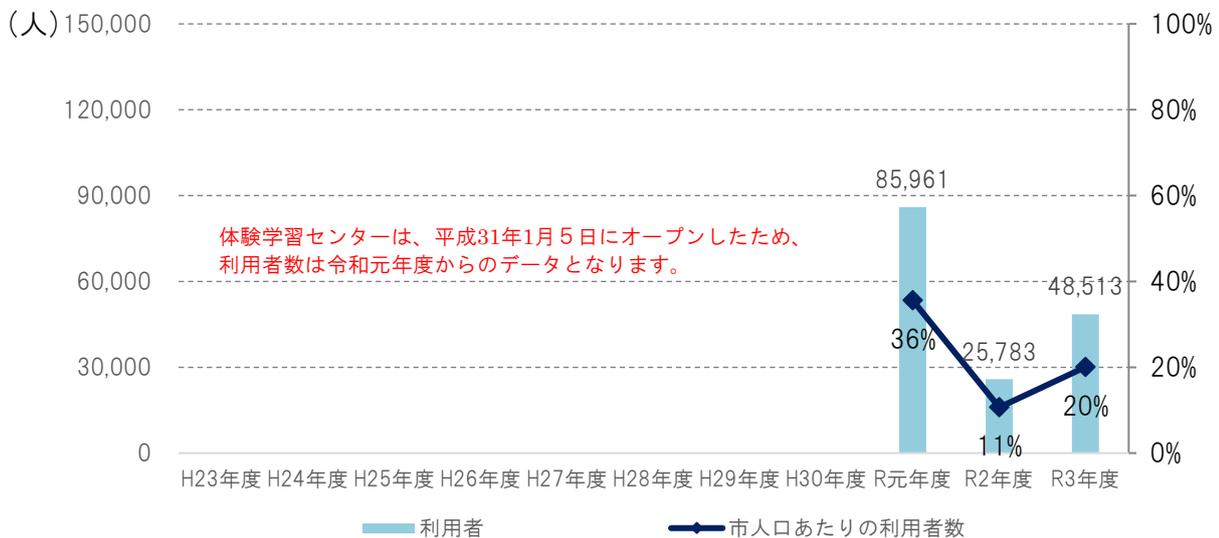
⑤ 市人口当たりの青少年会館の利用割合（％） （青少年会館の利用者数／市人口）

出典：青少年課調べ



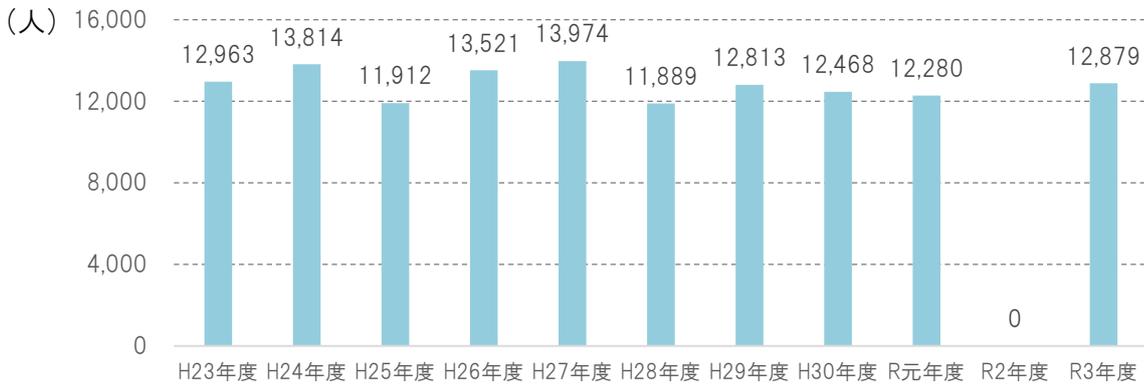
⑥ 市人口当たりの体験学習センターの利用割合（％） （体験学習センターの利用者数／市人口）

出典：青少年課調べ



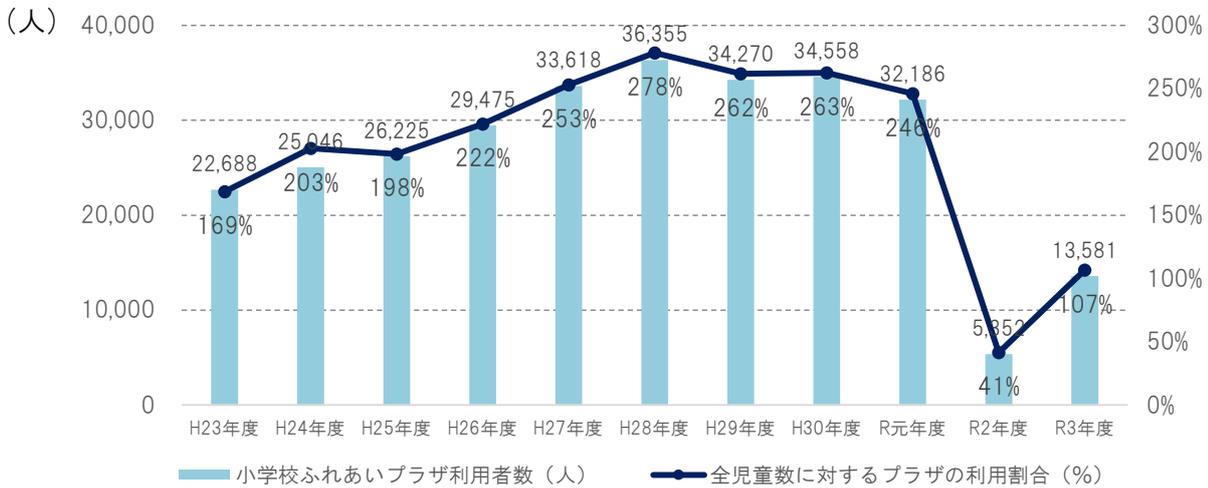
⑦ 青少年育成推進協議会主催「子ども大会」参加者数（人）

出典：青少年課調べ

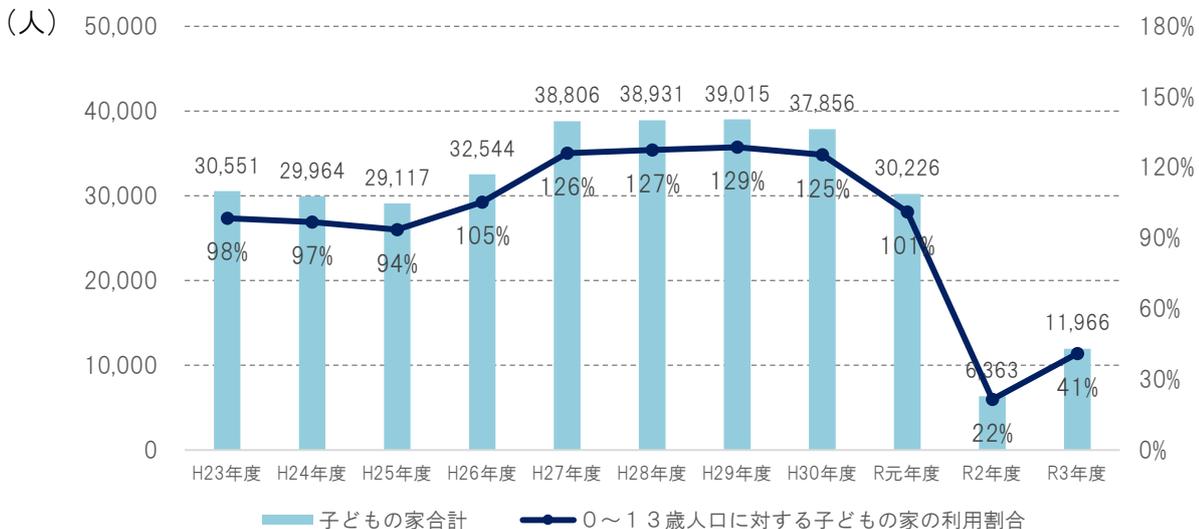


⑧ 小学校ふれあいプラザの利用者数（人）

出典：青少年課調べ

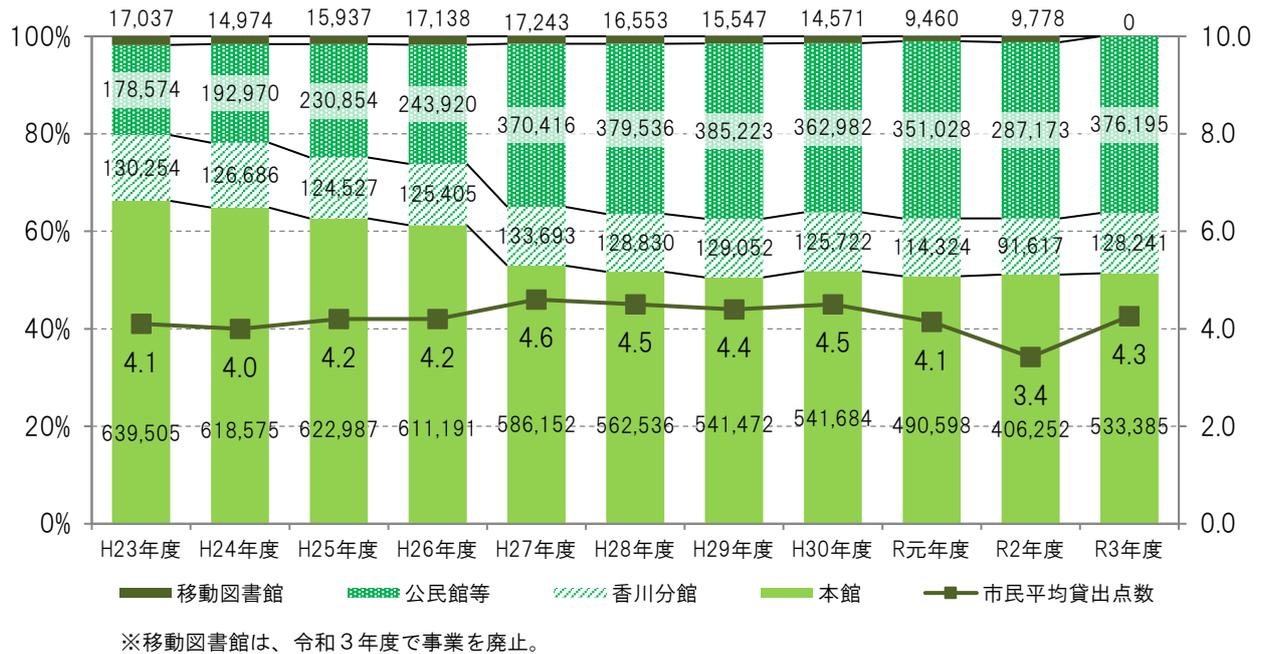


⑨ 子どもの家利用状況



⑩ 市民1人当たりの貸出点数（貸出冊数／市人口）

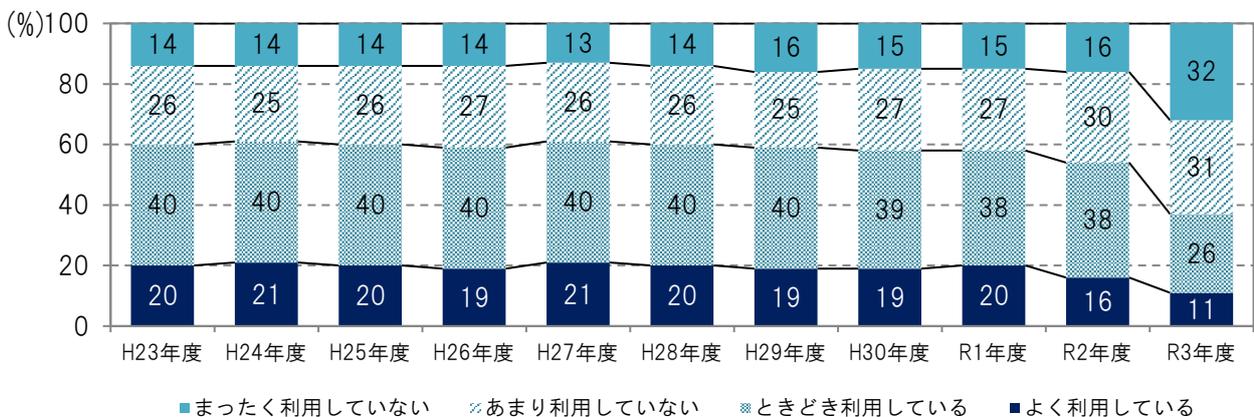
出典：図書館調べ



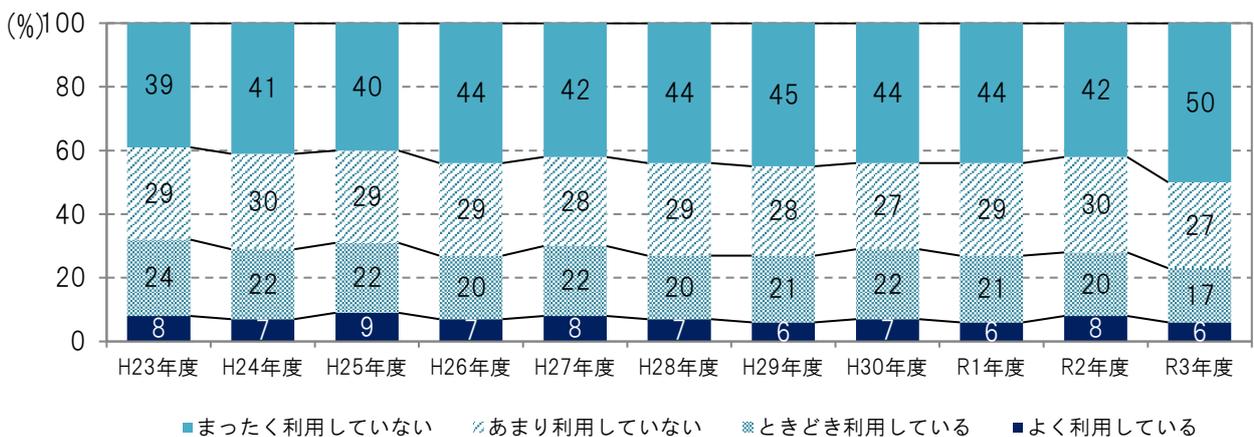
⑪ 図書館（分館、図書コーナーを含む）を利用したことのある児童・生徒の割合（％）

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

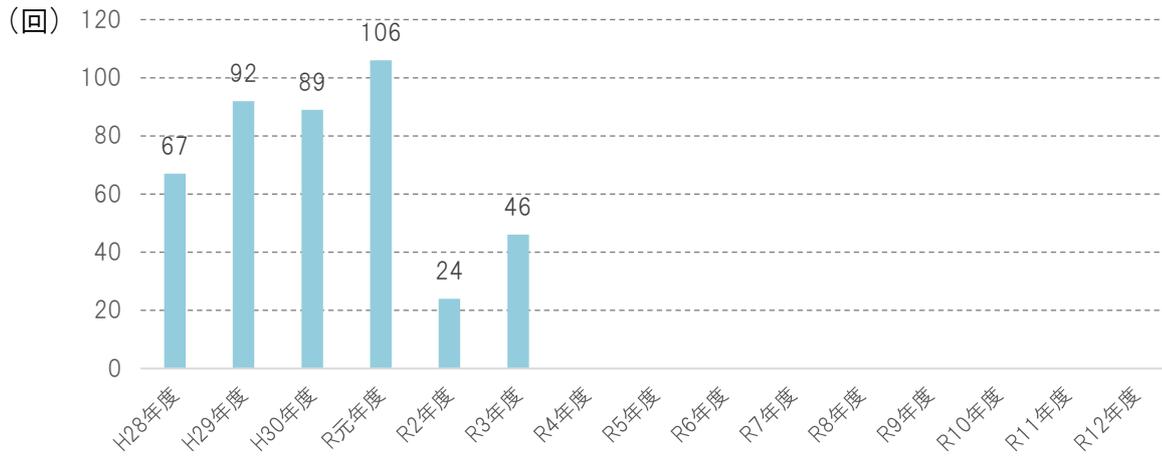


中学校3年生



⑫ 家庭教育と幼児期教育の支援に関する研修・講座の開催数（回）

出典：社会教育課調べ



基本方針2「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」を踏まえ、自然や歴史・文化等の教育資源を活用した地域発の学びを通して、教育活動や文化財保護に関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

P. 65にある政策4の指標「市人口当たりの文化資料館・民俗資料館の利用の割合」について、文化資料館は令和4年夏に開館予定の（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館（以下、「交流館」という。）への移転準備のため、令和3年4月1日より閉館していますが、令和2年度に比べ利用の割合は増加しています。増加の理由としては、民俗資料館3館の利用者数が、平成30年度～令和元年度の利用者数の平均6,222人には届かないものの、令和3年度は5,202人とコロナ禍以前の状況に回復していることにあります。閉館中の文化資料館の活動としては、博物館協議会（附属機関）の設置に向けた条例の整備、学校への出前講座など教育普及活動の実施及び交流館開館後に行う教育普及講座の企画・検討を行いました。

教育普及活動の実施については、次項にあるように「対面」と「オンライン」を併用したことで、文化財に関する講演会等については248人が参加し、ちがさき丸ごと発見博物館事業⁴⁶⁾は参加者25名全員の受講が終了しました。P. 61の取組の効果にあるように、出前講座で職員が学校へ出向き、出土土器など実物資料を活用しながら授業を実施することで、児童・生徒の茅ヶ崎の歴史や民俗について理解を深めている様子が確認でき、実物に触れる機会の重要性について再認識しました。一方、ちがさき丸ごと発見博物館事業⁴⁶⁾の講座については、「対面」と「オンライン」の併用で開催したところ、政策3の活動と同様に、新たな層の受講者が見られたようにオンラインの参加しやすい特性を認識しました。

○課題と今後の方向性

前年度の知見にあったように交流館の開館を機に、公民館、図書館、美術館及び学校などが相互に連携した取組の具体化や、交流館や図書館が所有する資料のデジタル化やオンラインを活用した新たなコンテンツの開発も重要と考えます。そのため、令和4年度に社会教育施設等のWi-Fiの環境の整備、交流館、図書館、美術館及び市史編さん担当が所有する資料のデジタル化やWebで資料が閲覧・検索できる仕組み（アーカイブ⁴⁴⁾）の構築、及び当該資料を用いて調べ学習等で行えるアプリケーションを開発します。併せて、アーカイブ⁴⁴⁾やアプリケーションを活用した学校への出前授業や施設間が連携した講座を企画します。

オンラインによる講座の開催や資料のデジタル化により、交流館に直接出向く機会が減少することも懸念されますが、オンラインの参加しやすい点などの特性を生かしながら、交流館に行ってみたいという思えるコンテンツの開発や、「対面」と「オンライン」を併用した講座等を展開することで、多くの方が交流館に来館する機会の創出に取り組みます。

下寺尾遺跡群の保存・整備については、感染症対策の取組を優先したため、史跡指定地の公有地化に取り組むことができませんでしたが、わが国の歴史を知る上で貴重な文化財であることから、茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾に史跡指定地の公有地化を位置付け、同遺跡群の保存・整備を進めていきます。

2. 指標の推移

文化資料館・民俗資料館の利用状況などを、次の項目で把握し、政策の効果を検証します。

① 市人口当たりの文化資料館・民俗資料館の利用の割合（文化資料館・民俗資料館利用者数／市人口）（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
市人口当たりの文化資料館・民俗資料館の利用の割合（％） （文化資料館・民俗資料館利用者数／市人口） 8.0％以上	利用割合	0.86％	2.15％				
	利用者	2,074人	5,202人 [※]				

※令和3年度は、交流館への移転準備に向け文化資料館を閉館したため、民俗資料館3館（旧和田家、旧三橋家、旧藤間家）の利用者数の合計のみ

② 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数 2,150人以上	参加者数	0人 （コロナにより中止）	248人 （コロナにより一部中止）				

③ ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で開催した講座等の開催数と受講者数 年間：講座開催2テーマ以上、受講者100人以上	開催数 受講者数	企画展：1 テーマ（オンライン開催・1回）	1回 25名				

4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開（重点施策）

（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備、旧和田家住宅・旧三橋家住宅、藤間家住宅主屋及び下寺尾遺跡群（下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡）等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

取組1 交流館・民俗資料館を拠点とした教育活動の実施

交流館の開館に向けた準備を行うとともに、茅ヶ崎の自然や歴史・文化に関する企画展やワークショップなどの教育活動を行います。また、旧和田家など民俗資料館の適切な維持管理及び施設を活用した講座を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備	整備の進捗	建設工事 展示収蔵製作 資料移転	建設工事 展示収蔵製作 資料移転					社会教育課・文化資料館
博物館協議会の開催	開催回数	年0回	年0回 (協議会設置準備)					社会教育課・文化資料館
展示会の開催	開催回数 来展人数	年0回 0人 (コロナにより中止)	年0回 0人 (移転準備のため休館)					社会教育課・文化資料館
収蔵資料等を活用した広報活動等の実施	掲載媒体数 掲載数	3媒体 32回	2媒体 18回					社会教育課・文化資料館
旧和田家・旧三橋家・藤間家で行った教育普及活動の実施	事業等の回数 参加者数	0回 0人 (コロナにより中止)	0回 0人 (コロナにより中止)					社会教育課・文化資料館
出前授業の実施	実施回数 実施校数	9回 9校	4回 3校					社会教育課・文化資料館
施設見学の受け入れ	受け入れ校数 児童・生徒数	0校 0人 (コロナにより中止)	0校 0人 (移転準備のため休止)					社会教育課・文化資料館

○取組内容（実績）

令和3年11月末に本市の新しい博物館として交流館の整備を進め、駐車場及び河川管理用通路を除く建物及び外構工事が完了しました。また、令和4年2月から展示や収蔵庫の製作を進め、館内での内装工事に着手しました。また、文化資料館等からの約7万点以上の収蔵資料等の交流館への移転業務の準備や事業者選定・決定を進めました。

学校への出前講座の実施については、感染症のまん延に伴い、依頼数は減少したものの、中学校では「茅ヶ崎の文化財」について、小学校では「昔のくらし」に関する出前講座を行いました。特に中学校1校に2回、小学校2校に1回ずつ実物の資料を活用し、本物に触れながら、地域の文化財に対する学びに取り組みました。

○取組の効果

出前授業の派遣依頼は昨年度と比較して減少しましたが、所蔵する実物資料を小・中学校で活用することで来館し、展示を観覧したのと同様の教育普及活動を行うことができました。また、学芸員からの資料解説を踏まえ、児童・生徒からの質問に回答することで、茅ヶ崎の歴史や民俗に関する理解が深まっています。

取組2 下寺尾官衙遺跡群の保存・整備

国指定史跡である下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡を含む下寺尾遺跡群を保存するため、史跡指定地の公有地化及び土地活用の検討を行います。また、遺跡や資料の調査・整理とともに、その成果について講座や報告書等を通じて公開普及に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
史跡指定地の公有地化	公有地化した総面積	891.91㎡	0㎡					社会教育課
遺跡や埋蔵物などの資料の調査整理	調査箇所出土点数	3地点 74箱	4地点 63箱					社会教育課
調査報告書の作成	報告書の刊行数	1刊	0刊					社会教育課
講座の開催	研究報告回数 参加者数	年0回 0人 (コロナにより中止)	年0回 0人 (コロナにより中止)					社会教育課
史跡の追加指定	指定箇所	691.66㎡	0㎡					社会教育課

○取組内容（実績）

令和4年度に下寺尾遺跡群の発掘調査報告書を刊行するため、平成28・29年度に出土した遺物整理など資料整理を行いました。また、史跡を現状保存し後世に継承するための公有地化については、令和3年度は全市的に新型コロナウイルス感染症対策に関する取組を優先しましたが、史跡指定地の公有地化に向け、地権者の方や国県との調整を行いました。

○取組の効果

令和3年度の調査では、墨で文字等が書かれた墨書土器が確認されるなど、宮殿跡や寺院跡があったことを裏付ける貴重な資料であることを確認し、当時の遺跡の特徴を捉えることができました。

取組3 市民が中心となった茅ヶ崎の都市資源の普及啓発活動への支援

市民による都市資源の普及啓発活動を支援するため、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座の実施など市民参画に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座の実施	講座等の回数 参加者数	0回 0人 (コロナにより中止)	9回 25人					社会教育課
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクトへの市民参加の促進	新規参加者数 合計人数	0人 計9人	0人 計9人					社会教育課

○取組内容（実績）

ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座については、「対面」と「オンライン」を併用しながら、1月から3月まで全9回の連続基礎講座を実施し、参加者25名全員の受講が終了しました。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業⁴⁶⁾を検討する会議（アクションプロジェクト）を5回行い、令和4年度以降の事業について企画・検討しました。なお、アクションプロジェクトへの新たな参加者はありませんでした。

○取組の効果

令和3年度は感染症がまん延する中でも、参加者同士が議論を交わしながら、学習を進めるため、「対面」と「オンライン」を併用し、基礎連続講座を開催したところ、受講者のアンケートで「住まう茅ヶ崎のことを知り茅ヶ崎に愛着をもった」や「オンライン形式だから参加できた」という回答があり、茅ヶ崎についての学びの継続が期待できます。

受講者が受講しやすい環境を提供するという側面において、「対面」と「オンライン」を併用した講座の実施効果がありました。

4-2 文化財の保護・活用

文化財の保護に向けて、市民と協働しながら、現地調査や資料収集を行うなど多様な保護活動を行うとともに、文化財の指定や文化財パトロールの実施など文化財の保存管理を行います。祭囃子（まつりばやし）や民謡など地域に伝わる郷土芸能などの無形の文化財についても、茅ヶ崎の歴史と文化を伝える大切なものとして保存し、後世に継承できるよう、後継者の育成を支援します。また、未指定の文化財についても、現況の把握と調査・研究に努めます。

埋蔵文化財については、開発等に伴う届出をもとに、確認調査等を実施し、それらの保護、保存を図るとともに、貴重な現存資料を適正に保管するための収蔵場所の確保と、活用できる環境の整備に努めます。茅ヶ崎の大切な文化財を後世に伝えるため、文化財講演会、遺跡調査発表及び展示会などの事業を展開し、文化財保護意識の普及と啓発を行います。

取組1 文化財の調査発掘と保存管理

埋蔵文化財の発掘調査及び、調査した文化財に係る資料の整理を行います。また、開発行為における埋蔵文化財の保護の指導を行います。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
発掘調査	発掘調査の地点数及び面積	16地点 1,397.7㎡	11地点 222.1㎡					社会教育課
出土資料の整理・保存	調査報告刊行数	1刊	2刊					社会教育課
開発に伴う埋蔵文化財の保護指導	指導件数	2,325件	2,775件					社会教育課
文化財のパトロール	文化財巡回調査回数	計34回	計61回					社会教育課
文化財の指定	指定件数	1件	0件					社会教育課

取組2 文化財調査の公開と郷土芸能の継承

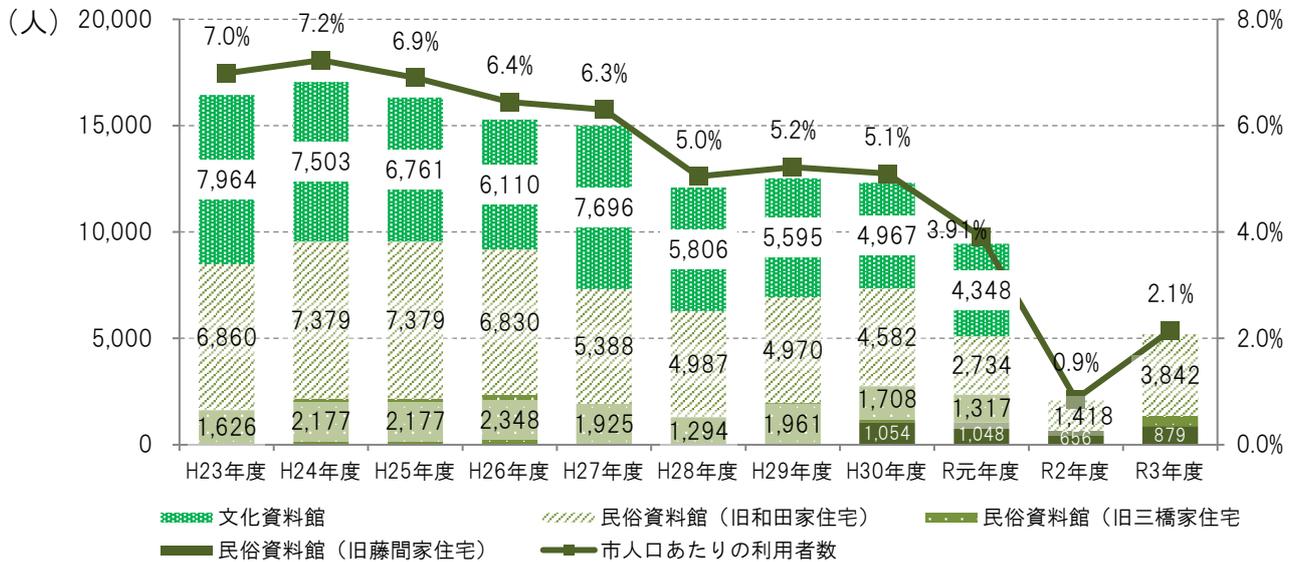
埋蔵文化財に関する発掘調査の結果を公表するとともに、地域に伝わる郷土芸能など無形文化財を後世へ継承するため活動する市民団体への支援を行います。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
遺跡調査発表会・展示会の開催	開催回数 参加者数	0回 延べ0名 (コロナにより中止)	1回 248名					社会教育課
講演会・シンポジウム等の開催	開催回数 参加者数	0回 延べ0名 (コロナにより中止)	0回 延べ0名 (コロナにより中止)					社会教育課
郷土芸能継承の支援	郷土芸能大会発表団体数	0団体 (コロナにより中止)	0団体 (コロナにより中止)					社会教育課

政策4の指標一覧

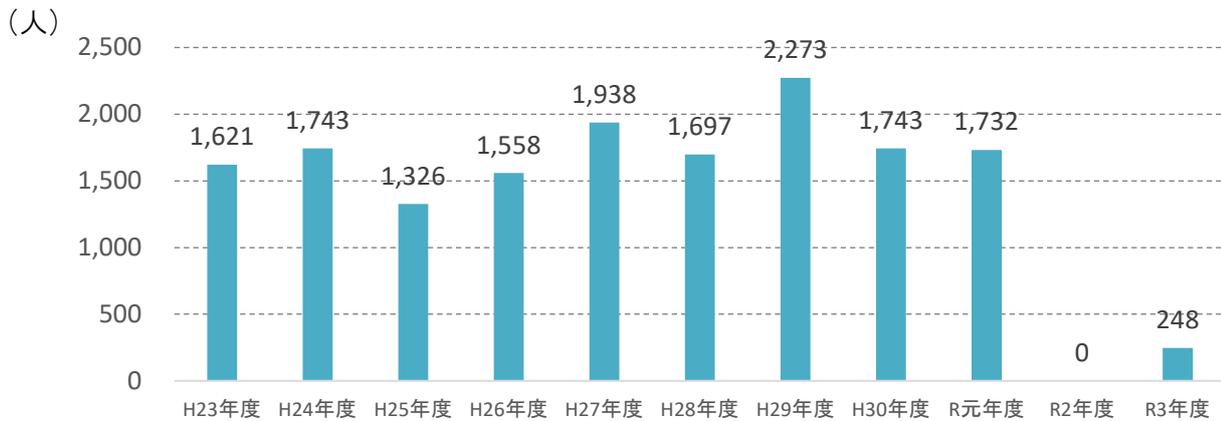
① 市人口当たりの文化資料館・民俗資料館の利用割合（％） （文化資料館・民俗資料館利用者数／市人口）

出典：社会教育課調べ



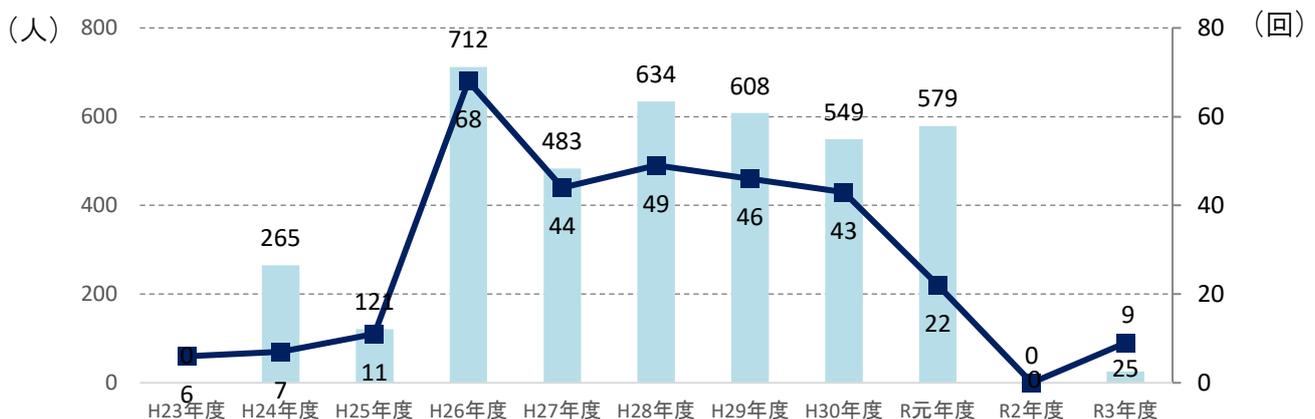
② 文化財に関する講演会、展示・発表会などの公開事業の参加者数（人）

出典：社会教育課調べ



③ ちがさき丸ごと発見博物館事業で開催した講座等の開催数（回）と受講者数（人）

出典：社会教育課調べ



基本方針 2 の取組に対する知見

政策 3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

社会教育の充実を目指す基本方針 2 は、子どもから大人までの幅広い学習活動を支える政策 3 と、かけがえのない教育資源である文化財や施設等を整える政策 4 で構成されます。前者の政策 3 は、コロナ禍の影響で社会教育に特徴的な「集まる」事業が困難となる中で、オンライン講座の参加人数や動画配信の再生回数を確認し、現状把握のための「見える化」が工夫されました。その上で、オンライン講座等の新たな試みが潜在的な参加者の掘り起こしにつながったこと、また講師と受講者の同士、さらに受講者の同士のコミュニケーションを重視して Web 会議システムの活用に取り組んだこと等が明記されました。遠隔による講座の課題と今後の方向性が明確に見えてくる自己評価が行われており、その成果がウィズ・コロナ時代の事業運営に活かされることが大いに期待されます。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

政策 3 の重点施策「3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上」の取組に関してです。「取組 1 地域の小・中学校と連携した取組の実施」については、松林公民館での小学生親子対象のオンライン講座で、赤羽根中学校の科学部生徒が講師となり活躍した事例が示されました。審議会では委員より過去の好事例も紹介されました。公民館と小・中学校との連携は全国的にあまり見られない実践であり、今後も連携事業を継続・発展させていただきたいです。

「取組 2 「子ども同士」と「保護者と子」の環を深める講座等の開催」については、「対面」の意義とともに、青少年会館等における遠隔の講座の可能性が示されました。物理的、あるいは心情的な理由で対面の講座への参加が困難な児童・生徒がオンラインで参加できる意義は大きく、外部講師による鍵盤ハーモニカ講座の動画等は質の高い内容でした。就学前の子どもと保護者に対する講座も十分に工夫されており、遠隔の講座も多くの参加者を集めています。今後も体験や交流の機会がいっそう増えることが期待されます。

「取組 3 多様な主体と連携した学習機会の提供」においても、情報技術の活用の可能性が示されています。コロナ禍を背景に学校の情報化が加速した一方で、審議会の中で意見が出たとお

り、シニア世代の情報格差（デジタルディバイド）が懸念されます。公民館では「Zoomの使い方講座」を複数回実施し、令和4年度よりWi-Fi環境が整備されることは大いに評価されます。学習機会の保障のために、施設・設備の整備と適切な人材の配置の、いっそうの充実をお願いしたいです。

「取組4 市民主催の学習活動を支援」については、公民館での学習成果の発表会の開催や、青少年会館等での動画作成・公開の取組が大いに評価されます。デジタルコンテンツの利活用之际して職員対象に著作権等に関する研修が予定されることも評価できます。子どもを含めた市民が学習活動の過程や成果発表で自らコンテンツの作成と情報発信を行うことも期待されるため、市民を対象とする著作権等を学ぶ講座もぜひ検討していただきたいです。

政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症は、小康期をはさみながらも感染拡大を繰り返し、茅ヶ崎市の社会教育は、学校教育と同様、年度を通じての安定的な教育機会の提供や、事業の運営等を行うことは出来ませんでした。しかしながら、その折々の状況に応じて、学習意欲に満ちた市民の皆様からの要望に応えるかたちでの社会教育行政が可能な限り実行されたことは、長期化した“コロナ禍”の中で培われてきた経験が生かされたと述べてよいでしょう。

特に、重点施策である「4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開」にも掲げられていた（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備は、年度を通じてコンスタントに継続され、その開館に向けて順調に準備が進められたことは、評価に値するものです。また、“コロナ禍”前には存在しなかった「オンライン」方式による学習機会の提供も少しずつ経験を蓄積し、これに伴ってスキルアップも行われてきました。この「オンライン」方式は、今後も「対面」方式と並ぶ生涯学習の基本的なスタイルになっていくものと思われるので、引き続き、その経験の蓄積とスキルアップに取り組んでいただければ幸いです。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

教育委員会と市長部局がそれぞれに所管する社会教育機関・学校が相互に連携することの重要性

を、これまでもこの場を通じて繰り返し述べてきました。そのような中、令和4年度からこれらを縦断するアーカイブを構築し、さらにそれを活用するためのアプリケーションの開発等を開始することが決まり、令和3年度にその準備が進められたことは大いに評価したいと思います。

その一方で、国指定史跡となった下寺尾遺跡群の保存・整備に向けては、その具体的なタイムスケジュールを策定し、それを市民の皆様の前に示しながら、各年度の事業を推進してほしいと、毎年度の知見に記してきましたが、令和3年度には具体的な進展はみられませんでした。引き続き、茅ヶ崎市教育委員会として、早急に、この下寺尾遺跡群の保存・整備に向けての具体的なタイムスケジュールを策定すべく取り組みを進めていただければ幸いです。

4 基本方針3の点検・評価

政策5
教育的効果を高める教育行政の推進

政策6
安全で安心な教育施設の整備

政策7
子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」を踏まえ、教育委員会の運営、事務事業の進行管理及び教育施策の企画立案に資する調査・研究に関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

令和3年度は、調査研究委員会³⁴⁾の活動を再開し、次頁に示すように5つの研究に取り組みました。調査研究発表については、令和2年度は対面での発表を行うことができませんでしたが、令和3年度は教育講演会を対面で開催したことにより33人が参加しました。

政策5に示した活動は、概ね教育委員会事務局の運営に関わる総務的な活動が多いですが、コロナ禍においてもその多くは滞ることなく、法令や計画に基づき、適切に取り組みました。教育委員会の点検・評価については、新たな茅ヶ崎市教育基本計画のスタートを機に、本書P.3に示した事項に留意しながら、その実施方法を見直しました。

また、P.75に示した「取組2 幼児期の教育等に関する講座・講演会等の開催」については、コロナ禍という状況を鑑み、講演会のテーマを「不安な気持ちへの向き合い方」や「ほどほどの子育ての大切さ」等とし、教育関係者や子育て中の市民の方々が抱える不安等の解消につながる機会を提供しました。

○課題と今後の方向性

新たな教育基本計画に基づく教育委員会の点検・評価の運用については、毎年度の教育基本計画審議会での調査審議を踏まえ、点検・評価の活動内容などを見直します。

令和4年度は、感染症のまん延により策定が延期されていた茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾の策定に着手します。教育基本計画に位置付けた施策や審議会からいただいた知見を踏まえ、本市教育委員会として、今後3年間で重点的に取り組む施策を、茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾に位置付けていきます。

2. 指標の推移

教育に関する研究の活動状況を把握するため、調査研究員会で行われている研究の背景、内容及び研究で得られた知見を確認します。

① 調査研究員会の研究テーマ

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
調査研究員会の研究テーマ	テーマ数	0	5				

表 年度別研究テーマ

年度	研究テーマ
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎の教育調査研究員会「『思考力・判断力・表現力』を育む授業実践」 ・情報教育調査研究員会「はじめようプログラミング教育 ～プログラミング的思考を育む授業を目指して～」 ・授業研究調査研究員会「ふり返りから実践へ」（※授業研究後のふり返りを、次の授業にどのように生かしていくか） ・子どもの成長・発達調査研究員会「コロナ禍でも、他者との関係性が育つ授業の在り方 ～協同的に探究をする学習に焦点を当てて～」 ・教科教育調査研究員会「1人1台端末を活用した授業改善について ～深い学びを実現させるためのICTの活用～」
令和4年度	
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	

② 調査研究等の成果の発表回数と調査研究発表会の参加者数（人）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
調査研究等の成果の発表回数と調査研究発表会の参加者数	発表回数	1回	3回				
	発表回数：5回以上 参加者数：80人以上	0人	33人				

5-1 教育行政の円滑な運営

児童・生徒が安全で安心な学校生活が送れるよう、災害、事件・事故、教育に係わる緊急事態などに対応する危機管理体制を整備し、様々な課題に対して、適時迅速かつ的確に意思決定を行います。

教育委員会事務局職員の学習機会の確保と政策の立案や推進に係る技能の向上を図ります。また、学校給食調理員、教育施設業務員などの人事管理を行うとともに、学校徴収金事務などの効率化に努めます。

取組1 教育委員会の運営

教育委員会の事務に関する決定機関である教育委員会の会議（定例会）や、児童・生徒が安全で安心して学校生活が送れるように学校現場の状況を把握するための学校訪問を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
教育委員会の会議の開催	開催回数	年12回	年12回					教育総務課
教育委員の学校訪問	訪問校数	17校	14校					教育総務課
教育委員会表彰	表彰者数	56名 2団体	32名 5団体					教育総務課 学務課
総合教育会議の開催	開催回数	3回	3回 (教育現場1回含む)					教育総務課
教育委員会の予算決算	当初予算額 市予算に対する割合	56.2億円 7.5%	57.8億円 7.9%					教育総務課
危機管理に係る体制構築	研修回数	12回	12回					教育総務課
産業廃棄物の適正処理	収集日数	—※	70日					教育総務課

※教育委員会所管施設から排出された産業廃棄物の処理は、令和3年度より教育委員会の事務となったため、令和2年度は実績はありません。

取組2 職員の人事労務

教育委員会事務局職員や県費負担教職員²⁹⁾以外の学校職員に関する人事労務等の適正な事務執行を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
事務局職員（正規職員）の人事労務（各年3月末時点）	対象人数	236人	226人					教育総務課
会計年度任用制度職員の人事労務（各年3月末時点）	対象人数	529人	541人					教育総務課
教育委員会衛生委員会の開催	開催回数	年12回	年12回					教育総務課

5-2 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

教育委員会の事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進め、効率的・効果的な教育行政を推進します。
また、PDCA（計画→実行→点検・評価→改善）のサイクルに基づき計画の進行管理を行い、教育施策を計画的かつ効果的に進めます。

取組1 教育委員会の点検・評価の実施

教育委員会の事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、結果を踏まえた政策・事務事業の改善を進め、効率的・効果的な教育行政を推進します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
教育基本計画審議会の開催	開催回数	3回	2回					教育総務課
点検・評価の実施	点検・評価報告書の公開時期	2月	11月					教育総務課
教育基本計画の策定・変更	策定・変更	10月策定	-					教育総務課
教育大綱の策定・変更	策定・変更	-	-					教育総務課
教育施策に関する相談・調整	他課からの相談事案	4事案	6事案					教育総務課

5-3 教育に関する基礎研究の推進（重点施策）

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題などを把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。

取組1 茅ヶ崎市立小・中学校の児童生徒の学習・生活状況の把握

「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」を実施し、茅ヶ崎教育研究会⁴⁷⁾による調査結果の分析・検証を行います。また、調査結果を政策立案等に活用できるように関係各課へ周知します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
児童生徒意識調査の実施	調査回数	1回	1回					教育センター
茅ヶ崎教育研究会 ⁴⁷⁾ での分析・検証	研究会回数	8回	6回					教育センター
調査結果の公開	公開時期	1月	7月					教育センター

○取組内容（実績）

「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」については、小学校3年生（2,143名）、6年生（2,190名）及び中学校3年生（2,075名）を対象に、令和3年6月に調査を行いました。前年度に引き続き、Googleフォームを活用し、集計や分析作業の効率化を図りました。

また、集計結果については、各小・中学校へ提供するとともに、教育センターのホームページ上に掲載しました。分析結果については、令和4年度教育センター調査研究発表会で報告する予定です。

○取組の効果

Googleフォームを活用した調査としましたが、児童・生徒や教員の大きな混乱もなく、円滑に調査を実施でき、集計業務の効率化や学校の事務負担の軽減につながっています。

集計結果について、昨年までと比べて学習面に関して積極的に肯定する回答の増加がみられました。特に、「学校で分かるようになることは楽しいですか？」や「学級の友だちと一緒に学習することが楽しいですか？」という項目でその傾向が強く表れています。また、「人が困っているとき、進んで助けていますか？」や「人の気持ちがわかる人間になりたいと思いますか？」という項目などで積極的に肯定する回答の増加が見られました。コロナ禍で、学習して分かるようになりたい気持ちが強まったり、友だちと一緒に学習することへの喜びや期待感が高まっていることが増加の要因と考えられますが、感染症の影響については引き続き推移を注視していきます。

取組2 幼児期の教育等に関する講座・講演会等の開催

幼児期の教育等に関する講座・講演会等を開催することで、健やかな心身の調和的な発達に必要な教育のあり方に関する情報提供に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）					担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
茅ヶ崎市教育講演会の開催	開催回数 視聴回数	0回 (コロナ禍により中止)	1回 476回				教育センター
響きあい教育シンポジウムの開催	開催回数 視聴回数	1回 5,248回	1回 1,188回				教育センター
幼児教育研修会の開催	開催回数 視聴回数	1回 6,682回	1回 807回				教育センター
乳幼児期の子育ち・子育て講座の開催	開催回数	0回 (コロナ禍により中止)	開催なし				教育センター

○取組内容（実績）

響きあい教育シンポジウムと幼児教育研修会については動画配信で、教育講演会は対面による講演会及び動画配信により開催しました。講師として専門の知見や情報等の知見を持つ大学教授を招へいし、コロナ禍においてさらに難しくなっている子育てに対する不安への向き合い方を共有するとともに、未来を担う日本の子どもにどんな力をつけていくべきか等、子育てや子どもの育ちについて、教育関係者や市民と一緒に考える機会を提供しました。

○取組の効果

コロナ禍という状況を踏まえ、講演会のテーマを「不安な気持ちへの向き合い方」や「ほどほどの子育ての大切さ」等としました。実施後のアンケートでは「子どもに寄り添うことの大切さに気付きました。」「うまくいかない時間を大切にしたい。」など、9割以上の参加者から肯定的な感想が寄せられたことから、教育関係者や子育て中の保護者が互いに支え合いながら、コロナ禍によって不安を抱える子どもたちに対して、安心感を持たせられるような関わり方を学べる機会を提供することができました。

また、講演会の内容を動画で配信したことにより、講演内容の他研修への活用や繰り返しの視聴が可能となるなど、より多くの方々に、子育てや子どもの育ちについて考える機会につながったと考えます。

5-4 学校の適正規模及び適正配置の推進

児童・生徒の教育環境や学校運営の改善に向け、学校及び地域住民などと連携し、学校の適正規模及び適正配置を進めます。

取組1 学校規模の適正化に関する調査の実施と指針の策定

本市における教育政策等の基礎資料とするため、客観的な手法に基づき市立小・中学校における将来の児童・生徒数推計を行うとともに、大規模化又は小規模化が見込まれる教育環境の改善のため、学校規模の適正化及び適正配置の検討を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
児童生徒数推計の実施及び公表	公表の実施	1回	1回					学務課
学校規模の適正規模・配置に係る基本方針の改訂	現行の基本方針の改訂	-	-					学務課
学校規模の適正化に関する検討	開催回数	本会1回 部会1回	-					学務課
保有教室調査の実施	調査回数	1回	1回					教育施設課

政策5の指標一覧

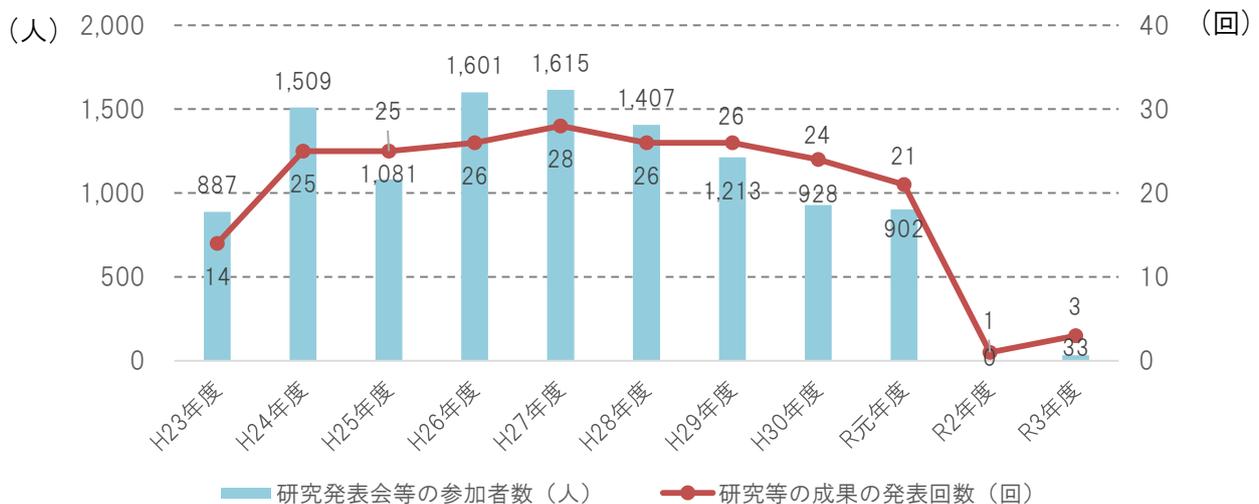
① 調査研究員会の研究テーマ

出典：教育センター調べ

年度	神奈川県教育研究所連盟研究発表大会 発表テーマ
H26年度	「茅ヶ崎の授業研究」～教職経験の短い教員の授業力向上に向けて～ 「小学校と中学校の学びの連携」 「ICTを利用した授業づくり」～これからの茅ヶ崎スタイル～
H27年度	「他者との関わり・学び合いを大切に授業づくり（国語）」 「学習観の転換」～算数・数学の本質的理解、思考重視の授業へ～ 「子どもの学びと育ちを支える授業づくり」 「学校における不登校児童・生徒への支援」
H28年度	「質の高い学びをつくる授業研究」 「ICT活用の可能性と課題」 「家庭との連携を図った学習習慣の形成」～基礎学力をつける家庭学習～
H29年度	「インクルーシブな環境づくり」～支えあう学級づくり・授業づくり～ 「子どもたちが自分の価値を自分で認められる学びの環境づくり」 「系統性を意識した児童のあり方について」～器械運動（マット運動）を通して～ 「英語を通して育てるコミュニケーションスキル」～他者理解を目指した小中のつながり～
H30年度	「地域の子どもたちを支える新たな視点」～学習支援・居場所づくりを通じて～ 「子どもをとりまくコミュニケーションツールの現状について」 「深い学びを支援するための授業づくり」～そのための「しかけ」の工夫～
R元年度	「学びに向かう力を育てるために」 「茅ヶ崎の地域素材の活用（地形図も含む）に向けて～児童・生徒にとって使いやすい茅ヶ崎の地域学習用副読本の改訂～」 「今までの授業に取り入れられる「書く」活動のひと工夫～中学校との接続を意識して～」
R2年度	感染症まん延防止のため、調査研究員会及び発表会は中止。
R3年度	調査研究員会で研究した次の5件を発表予定でしたが、感染症まん延防止のため発表大会は中止となりました。 ・茅ヶ崎の教育調査研究員会「『思考力・判断力・表現力』を育む授業実践」 ・情報教育調査研究員会「はじめようプログラミング教育 ～プログラミング的思考を育む授業を目指して～」 ・授業研究調査研究員会「ふり返りから実践へ」（※授業研究後のふり返りを、次の授業にどのように生かしていくか） ・子どもの成長・発達調査研究員会「コロナ禍でも、他者との関係性が育つ授業の在り方 ～協同的に探究をする学習に焦点を当てて～」 ・教科教育調査研究員会「1人1台端末を活用した授業改善について ～深い学びを実現させるためのICTの活用～」

② 調査研究等の成果の発表回数と調査研究発表会の参加者数（人）

出典：教育センター調べ



※令和2年度より研究発表の場（対象事業：5事業）を変更しています。なお、令和2年度は動画配信のため参加者が0人となっています。

基本方針 3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」を踏まえ、教育施設等の再整備や維持保全に関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

P. 79に示した政策 6 の指標「教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合」については、「安心して利用できる」と答えた児童・生徒の割合が徐々に増加している傾向にあります。計画的に学校施設を改修してきたことが、児童・生徒の意識の増加に一定の効果があったものと考えます。

東海岸小学校の給食調理場をウェット方式からドライ方式⁴⁸⁾へ改修し、小和田公民館の耐震化及び設備更新を実施しました。同公民館の耐震化により、本市社会教育施設全ての耐震化工事が完了しました。

○課題と今後の方向性

今後10～30年の間に既存の学校施設の大規模な改修や建替の時期をむかえます。既存の施設を改修するのか、さらに、市民団体、学校などが連携した教育活動を促進するために社会教育施設など他の公共施設との複合化を行うのかなど、質の高い教育活動の展開に向けて市長部局と連携し、施設整備の方向性について検討します。さらに、施設整備には多大な事業費を必要とするため、あわせて財源確保に向けた方策について検討します。

2. 指標の推移

教育施設の改修等の進捗や児童・生徒の教育施設に関する意識を、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

① 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合（％）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「安心して利用できる」と回答した割合 小学校6年生：55%以上 中学校3年生：50%以上	小学校6年生	64	62				
	中学校3年生	51	54				

② 教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
累計棟数 32棟以上	累計棟数	18	18				

6-1 教育施設の再整備（重点施策）

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化などにあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。
また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

取組1 教育施設の長寿命化及び大規模な改修

教育施設の再整備に向けた計画の策定や学校敷地の整理など、施設の長寿命化等の再整備に向けた準備を進めます。また、主要部位の耐用年数をむかえた施設を対象に外壁、屋上防水、トイレ等の改修を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
教育施設再整備基本計画の策定	計画の進捗	策定に向けた調査	策定に向けた調査					教育施設課
敷地の整理	件数	0件	0件					教育施設課
老朽部位の改修	件数	3件	5件					教育施設課
トイレの改修	件数	2件	0件					教育施設課
電気・機械設備の改修	件数	3件	4件					教育施設課
工事の設計及び監理業務	件数	4件	5件					教育施設課

○取組内容（実績）

教育施設再整備基本計画の策定については、学校施設の基礎調査や計画策定の基本的な考え方を整理しました。

老朽部位の改修については、屋内運動場床改修工事を1件（赤羽根中）、防水改修3件（松浪小、松浪中、梅田中）及びサッシ工事1件（浜須賀小）の合計5件を、電気・機械設備は高圧負荷開閉器他改修工事1件、受水槽改修1件など合計4件の改修を行いました。

また、工事の設計及び監理業務では、東海岸小学校給食場大規模改修工事、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館建設工事など計5件の工事監理を実施しました。

○取組の効果

教育施設再整備基本計画の策定に向けた基礎調査等を実施したことで、令和4年度の具体的な策定着手に向けた準備が整いました。また、各改修工事により耐用年数をむかえた部位の改修や不具合等を改善したことにより、児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整備できました。

6-2 計画的な教育施設の維持保全

安全・安心で快適な教育環境の確保に向けて、教育施設の維持管理・点検などにより不具合箇所を早期に発見し、必要な修繕を計画的に行います。

取組1 教育施設の管理、保守点検及び修繕

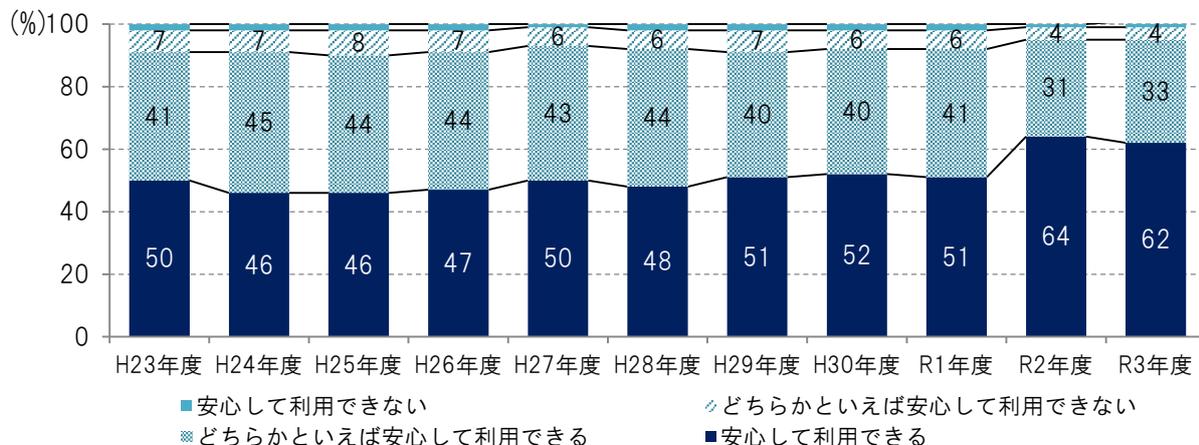
教育施設の維持管理・点検などにより不具合箇所を早期に発見し、必要な修繕を計画的に行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
建築基準法第12条の法定点検の実施（3年ごと）	対象校	-	小学校19校 中学校13校					教育施設課
省エネルギー法に基づくエネルギー管理	対象校	小学校19校 中学校13校	小学校19校 中学校13校					教育施設課
施設の補修・修繕	件数	410件	420件					教育施設課
体育器具、遊具の点検	件数	小学校768件 中学校597件	小学校771件 中学校575件					教育総務課
体育器具、遊具の修理	件数	小学校3件 中学校4件	小学校8件 中学校2件					教育総務課
学校施設の使用許可	許可件数	460件	643件					教育施設課
学校施設台帳の管理・更新	更新回数	年1回	年1回					教育施設課

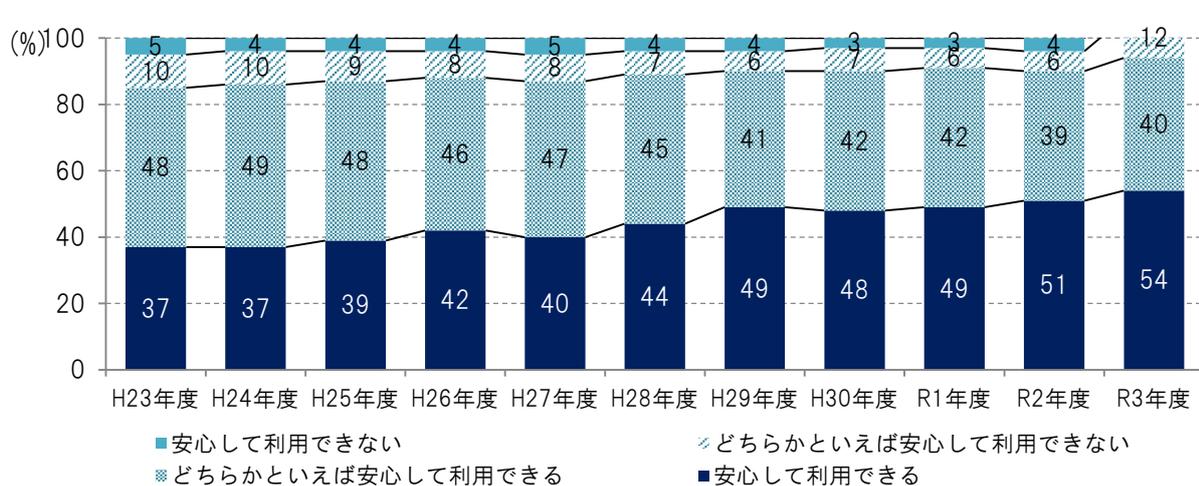
① 教室や体育館、運動場の施設を安心して利用できると思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

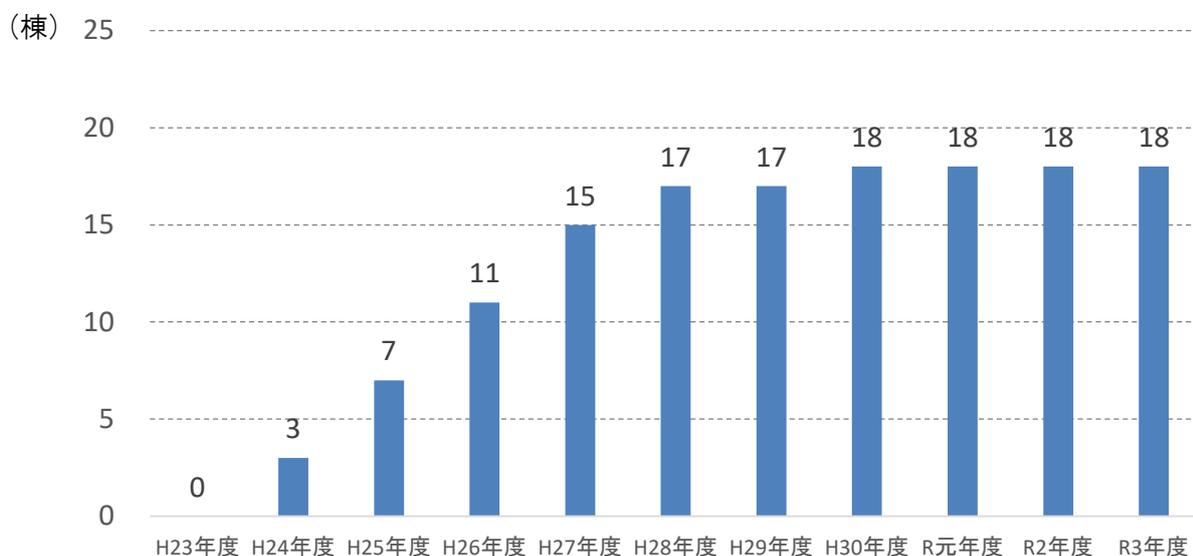


中学校3年生



② 教育施設の再整備（大規模改修）の累計棟数（棟）

出典：教育施設課調べ



基本方針3「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」を踏まえ、学校給食、健康管理、保健衛生及び就学支援などに関する施策を推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量については、国が示す基準を概ね満たしており、各小学校において栄養バランスの摂れた給食を提供することができています。

学校給食の取組については、東海岸小学校の給食調理場をウェット方式からドライ方式⁴⁸⁾へ改修を行ったほか、食育に配慮した給食を提供するための研究会議等を実施しました。しかし、中学校給食については、調理施設の建設地の選定までに至らなかったため、茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾期間内に施設の建設候補地の選定や工程表の作成など、実施までの具体的な取組を進める必要があります。

児童・生徒の安全対策については前年度と同程度の活動を実施しました。P.93の政策7の指標に示すとおり、「地域の大人に見守られていると思う割合」に対して「見守られている」と回答した児童・生徒の割合は概ね横ばいに推移していますが、「いつも登下校している通学路が安全だと思う割合」については、安全だと思う割合は増加の傾向にあることから、継続的に実施してきた地域の見守り活動や通学路の安全対策の効果が表れていると考えます。

○課題と今後の方向性

中学校給食の調理施設については、建築基準法における「工場」の位置づけとなり、建設ができる用途地域が、工業専用地域、工業地域又は準工業地域に限られることや、まとまった敷地面積を必要とすることから、建設予定地の選定ができていない状況です。政策5の「課題と今後の方向性」で記述したように、令和4年度は、感染症のまん延により策定が延期されていた茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾の策定に着手します。

これを踏まえ、具体的な工程やスケジュールを作成の検討材料とするため、令和4年度に試行的に中学校給食を提供します。試行を踏まえ、中学校給食実施に向けた具体的な取組を茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾に位置づけます。

2. 指標の推移

児童・生徒が、学校施設や通学路が安全であると感じているか、毎日の食事が十分に摂れているかなどを、次の項目を用いて把握し、政策の効果を検証します。

① 学校給食摂取基準に対する児童の推定摂取量

区 分	単 位	学校給食摂取基準 (R1時点)	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
			提供栄養量 (平均)	推定摂取量								
エネルギー	kcal	641	651.4	620.8								
たんぱく質	g	24.0	25.7	25.6								
脂質	g	21.0	22.1	21.0								
食塩	g	2.5	2.3	2.2								
カルシウム	m g	350	336.0	318.1								
マグネシウム	m g	78	87.6	82.6								
鉄	m g	2.5	2.3	2.1								
亜鉛	m g	2.0	3.1	2.9								
ビタミンA (レチノール活性当量)	μ g	172	254.5	240.5								
ビタミンB1	m g	0.4	0.6	0.6								
ビタミンB2	m g	0.4	0.6	0.5								
ビタミンC	m g	20	25.9	24.6								
食物繊維	g	5.0	4.6	4.3								

② 地域の大人に見守られていると思う割合 (%)

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「見守られている」と回答した割合 小学校6年生：55%以上 中学校3年生：40%以上	小学校6年生	49%	45%				
	中学校3年生	28%	28%				

③ いつも登下校している通学路が安全だと思う割合 (%)

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
「安全だと思う」と回答した割合 小学校6年生：40%以上 中学校3年生：35%以上	小学校6年生	43%	41%				
	中学校3年生	38%	37%				

④ 学校内・登下校時の事故報告件数（件）

R12時点の目標値		R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績
学校内・登下校時の事故報告 70件以下	事故報告 件数	73件	75件				

7-1 栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進

食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い小学校給食を提供するとともに、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進します。

取組1 小学校の給食調理場施設の保守・管理

小学校における安全・安心な学校給食の提供のため、給食調理場における安全衛生環境の向上に取り組むとともに、給食調理場施設の修繕・改修工事など適切な保守・管理を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学校給食調理場の大規模改修	改修施設数	0件	1件					学務課
給食調理場による学校給食の実施	学校数	19校	19校					学務課
学校給食調理場安全衛生委員会の開催	実施回数	12回	12回					学務課

取組2 食育に配慮した小学校給食の提供

児童の心身の健全な発達のため、地産地消、食の安全、栄養バランスなど食育に配慮した給食を提供するとともに、食に関する指導の体制を整備します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
給食研究会議及び部会の開催	開催回数	17回	17回					学務課
アレルギー児童生徒対応検討会議の開催	開催回数	2回	1回					学務課
栄養教諭、学校栄養職員による食に関する指導の実施	実施回数	年5回以上	年5回以上					学務課
給食調理場による学校給食の実施（再掲）	学校数	19校	19校					学務課

7-2 中学校給食の実現（重点施策）

安全で安心な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、給食を通して、適切な栄養の摂取や望ましい食習慣を身につけるため、中学校給食の実現に向けた取り組みを進めます。

取組1 中学校給食実施に向けた検討

令和2年3月に策定した「茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方」を踏まえ、中学校給食実施に向けた具体的な作業に着手します。

活動内容	事業量（実績）						担当課
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
中学校給食の実現に向けて、具体的な活動が決まり次第、内容を記載します。							

○取組内容（実績）

茅ヶ崎市実施計画2025⁴⁵⁾に中学校給食の実現に向けた施策を位置付けることを見据え、先行実施している自治体の実態調査を実施するとともに、デリバリー方式⁴⁹⁾により給食を実施する県内の自治体へのヒアリングなどを行いながら、仕様内容や契約条件等の検討を進めました。また、調理施設の建設用地選定にあたり、積極的な情報収集を行いながら、既存市有地の活用の検討を実施しました。

○取組の効果

中学校給食の実現に向けて、具体的な活動が決まり次第、取組の効果を記載します。

7-3 児童・生徒の就学支援

児童・生徒の転入学に係る事務を適正に進めます。また、経済的理由により、就学困難な児童・生徒に係る就学援助を行います。

取組1 児童・生徒の転出・転入学に係る事務

茅ヶ崎市内に住所を有する学齢児童・生徒の就学義務の履行状況等を把握するため、学齢簿⁵⁰⁾を編成するとともに、児童・生徒が就学する学校の指定など転出入等に伴う適正な就学事務を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学齢簿 ⁵⁰⁾ の編成	学齢児童・生徒数	児童12,947人 生徒6,142人	児童12,927人 生徒6,213人					学務課
新入学児童生徒の就学に係る事務	対象児童・生徒数	児童2,079人 生徒2,030人	児童2,049人 生徒2,003人					学務課
特認地域選択制 ⁵¹⁾ の利用（就学指定校の変更）	対象児童・生徒数	79人	98人					学務課
特認地域選択制 ⁵¹⁾ の利用以外の指定校変更に係る事務	対象児童・生徒数	209人	203人					学務課
藤沢市への教育事務委託 ⁵²⁾ に係る事務	対象児童・生徒数	221人	212人					学務課

取組2 就学に係る奨励費の助成

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒や、特別支援学級²²⁾に就学する児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの必要な経費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
特別支援教育就学奨励費の支給	対象児童・生徒数	児童113人 生徒37人	児童131人 生徒35人					学務課
要保護及び準要保護就学援助費の支給	対象児童・生徒数	要保護0人 準用保護3,200人	要保護20人 準用保護3,015人					学務課

7-4 児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務を行います。また、学校生活における事故対策や有害情報
の監視を進めるとともに、警察、道路管理者及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるととも
に、見守り活動を支援します。

取組1 児童・生徒の健康管理や保健衛生に係る事務

学校保健安全法に基づいた定期健康診断や就学時健康診断を実施し、その結果に基づいた治療勧告等
を行います。また、各学校の保健衛生環境の維持、改善を行います。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
児童の定期健康診断 の実施（小学校）	対象児童数	12,947人	12,927人					学務課
生徒の定期健康診断 の実施（中学校）	対象生徒数	6,142人	6,213人					学務課
就学時健康診断の実施	対象者数	2,109人	2,156人					学務課
学校の教室等の環 境、飲料水や水泳 プールの水質検査等	対象校	32校	32校					学務課

取組2 学校生活における事故対策や有害情報の監視

学校生活における事故防止対策や有害情報の監視等を行い、児童・生徒の安全安心な環境整備に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
学校内・登下校時の事故報告	報告件数	73件	75件					学務課
災害共済給付金に関する事務	発生件数	630件	383件					学務課
災害補償保険や賠償責任保険に関する事務	処理件数	1件	1件					学務課
学校旅行総合保険の加入	対象児童・生徒数	4,118人	8,677人					学務課
ネットパトロールの実施及び報告	各校への報告回数	月2回以上	月2回以上					青少年課
登下校の見守り活動の支援	啓発物品等による支援	各学区年1回以上	各学区年1回以上					青少年課
有害図書の回収	回収回数	12回	12回					青少年課

取組3 通学路の安全対策・見守り活動の支援

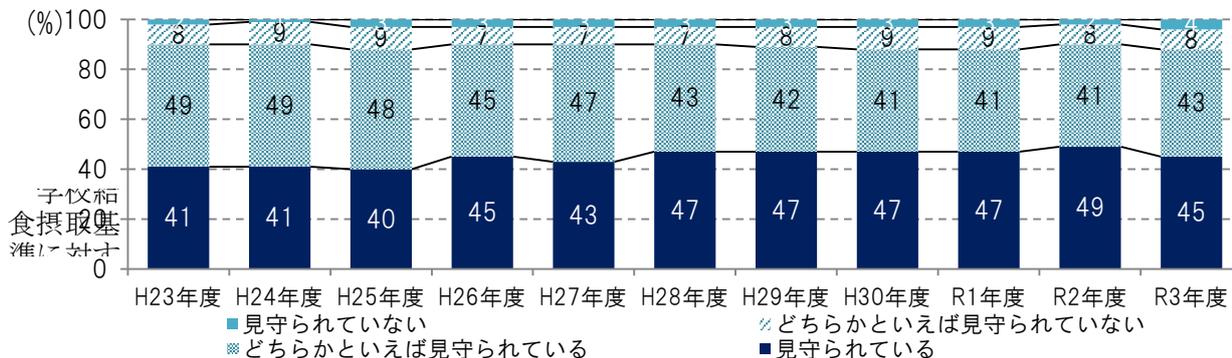
警察、道路管理者及び地域と連携し、通学路の安全対策を進めるとともに、見守り活動を支援します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
小学1年生へ防犯ブザーの配布	配布個数	2,206個	2,273個					青少年課
子どもの安全を守る都市宣言の啓発活動	実施日数	29日	35日					青少年課
長期休み明けの啓発	実施日数	3日	3日					青少年課
職員による「子どもの安全」の実施	実施日数	21日	21日					青少年課
通学路改善要望に係る対応	改善済及び対応件数	43件	75件					学務課
登下校の見守りの実施	実施小学校区	19学区	19学区					青少年課

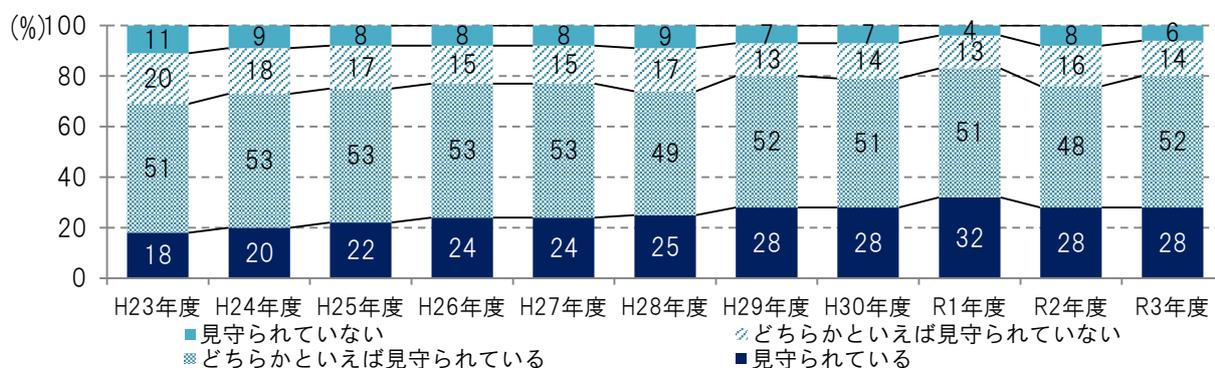
② 地域の大人に見守られていると思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生



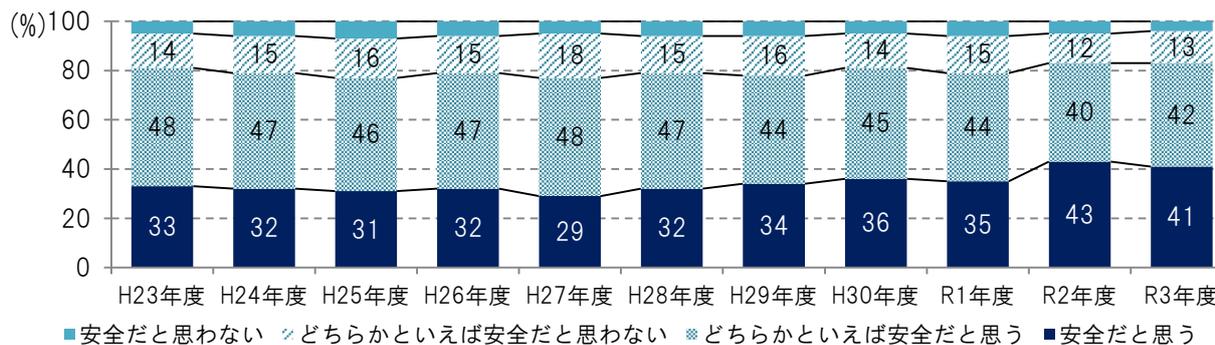
中学校3年生



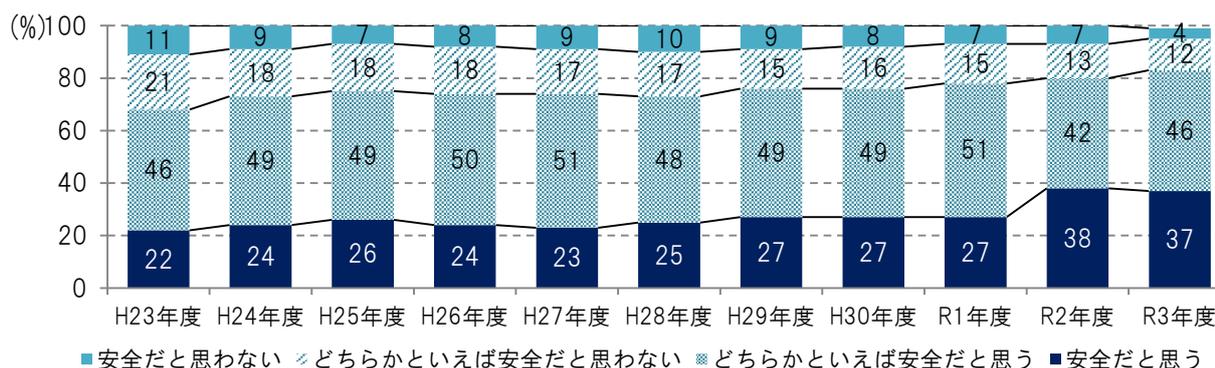
③ いつも登下校している通学路が安全だと思う割合

出典：茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査

小学校6年生

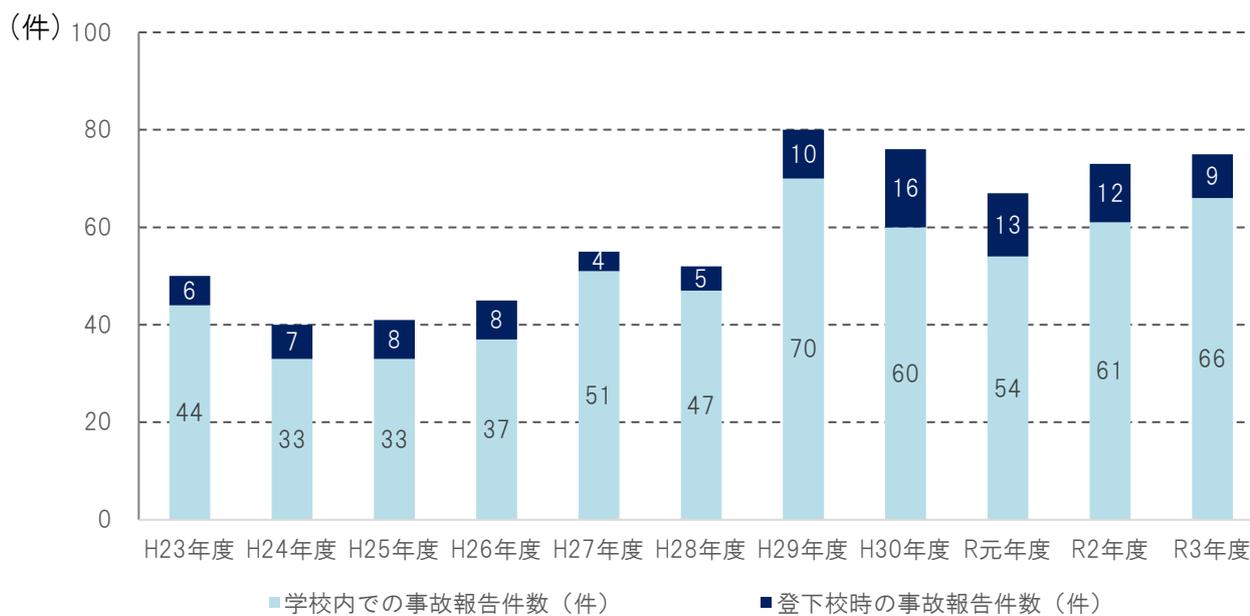


中学校3年生



④ 学校内・登下校時の事故報告件数（件）

出典：学務課調べ



※平成29年度以降に、事故報告の基準を変更しています。

基本方針 3 の取組に対する知見

政策 5 教育的効果を高める教育行政の推進

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

基本方針 3 については、政策 5,6,7 で構成されています。まず、政策 5 の内容に関しては、コロナ禍においても滞ることなく適切に事業に取り組み、さらにはその実施方法についても見直しを図っており、政策 1 でも指摘をしましたが、事務局として見直しや改善をしながら事業を進めていることについては、適切な事業運営であると評価できます。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

「教育に関する基礎研究の推進」において、Google フォームを活用し、集計や分析作業の効率化を図ることで、集計結果を教育センターのホームページ上に掲載できたことは、事業を推進する上でも大変有効な取組です。児童・生徒の状況を経年で把握し、分析をすることで得られた結果を次の政策立案に生かすことで、事業運営の充実につながることを期待します。

政策 6 安全で安心な教育施設の整備

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

学校施設の老朽化等による大規模改修や建て替えの問題は茅ヶ崎市に限らず多くの自治体において、その解決に頭を悩ませる問題の一つであると言えます。そうした状況にあって、児童・生徒へのアンケート結果からは「安心して利用できる」割合が少しずつではあるが増加していることは、「できるところから」確実に対応をしている結果と言えます。今後は、中長期的な視点に立って、整備の方向性、財源確保等への対応に努めていただくことを望みます。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

「児童・生徒が安心して利用できるように丁寧に対応している」ことは評価をしつつ、「実際には、危険箇所もある」ことから、引き続きの対応を求める意見がありました。児童・生徒の安心・安全を守るためには、きめ細かく状況を把握することが必要であり、こうした意見が出されたことを踏まえて、改めて、適切な事業運営に努めていただき、児童・生徒の安心・安全の確保に努めていただくことをお願いします。

このことに関連して、「課題と今後の方向性」で示されていた「改修か他の施設との複合化」に関する意見が出されました。学校施設の改修に伴っての近年の方向として、他の施設との複合化や小学校・中学校・高等学校が立地条件によっては総合的な取組を進めるモデル的な取組もなされているといった具体的な例を引用し、茅ヶ崎市においてもこうした視点を視野に入れての検討の必要性を指摘するものでした。事務局の認識としても同様であることから、「課題と今後の方向性」に記載があるように、市長部局等と連携し、質の高い教育活動の展開がなされることを期待します。

政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

○自己評価（各施策の取組と効果を総括、課題と今後の方向性）に対するコメント

ここでは、学校給食、健康管理、保健衛生及び就学支援など、いずれも事業実施に関してはハード面とソフト面から、きめ細かな対応が求められるものばかりです。その中でも学校給食に関しては、小学校では調理場の改修、食育に配慮した献立作成、中学校においては調理施設の建設地の選定や試行に向けた取組等々、今後の事業運営に関しては計画等に位置づけることも含め、着実な対応を期待します。

○重点施策の取組内容（実績）及び取組の効果に対するコメント

児童・生徒の安全対策に関して、通学路の安全対策・見守り活動の支援に関連して、通学路改善要望に係る対応が令和2年度の43件から令和3年度は75件とその対応件数が伸びています。事務局の自己評価でも記載されていますが、コロナ禍の影響もある中でも、着実に要望等へ対応し、通学路の安全が図られていることがわかります。

こうした市民目線を大切にした対応については、今回の点検・評価全体に渡って事務局の姿勢に現れています。今後とも、こうした取組の継続を期待します。

用語集

	用語	解説
1)	ICT	Information and Communication Technologyの略で、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現である。
2)	^{ギガ} GIGAスクール構想	学校における学びを通じて、子ども達を誰一人取り残すことなく、一人一人がICTを利用できるように教育におけるICT環境を加速化するために令和元年度からスタートした文部科学省の政策。児童・生徒1人につき1台のタブレット(又はPC)端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、それら環境を活用した学習を行い、個々の児童・生徒に最適化された教育の実現を目指している。 なお、GIGAスクール構想の「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All(全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)」を意味する。
3)	青少年教育相談室	青少年が教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、青少年の健全な育成、非行化の防止及び自立を目指して、相談業務等を行っている市教育センターの相談機関のこと。
4)	コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、学校の代表、保護者及び地域住民等が、学校運営に対して協議し、その考えを踏まえながら学校運営を進める仕組みのこと。 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を設置した学校長は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などを作成するにあたり、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならない。
5)	計画訪問	市教育委員会の指導主事が各小中学校に計画的に赴き、授業中の子どもの様子や授業の仕方を確認し、教職員の指導力向上のために指導・助言を行うこと。本市では、毎年、小・中学校併せて10校程度を対象に実施している。
6)	指導主事	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項又は第2項に基づき、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職のこと。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
7)	社会教育主事	社会教育法第9条の4の規定を充足する者で、教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う職のこと。具体的には、社会教育事業の企画・立案・実施などを行う。
8)	ふれあい補助員	小・中学校の通常級及び特別支援学級に在籍する児童・生徒が、学校生活を円滑に送るため、授業を含む学校生活全般の補助支援を行う職員のこと。学校看護介助員のような特別な資格を要するものではない。
9)	学習指導要領	小学校・中学校・高等学校、特別支援学校を対象に、教育課程、教科内容とその扱い等について、基本的な指導事項などを示したもの。文部科学大臣が告示し、教科書編集の基準にもなる。
10)	推薦研究	市教育委員会推薦研究校として毎年度9校を指定し、各学校における児童・生徒の実態を踏まえた実践的な研究を実施し、その成果報告を通して、市内小・中学校の学びの質を高め、教育水準の向上を目指す取組のこと。

	用語	解説
11)	教育課程編成研究会	各小・中学校の校長、教頭、教務担当者、校内研究推進担当者等が集まり、各学校における創造的な教育課程を編成するために研究協議する会議体のこと。
12)	校内研究担当者会	各小・中学校の校内研究推進担当者を対象とした、校内研究の充実に向け、研究の進め方についての協議や各学校の取組や成果の共有をするための会議体のこと。
13)	指導要録	学校教育法施行規則第24条に基づき作成されるもので、小・中・高等学校に在学する児童・生徒の現住所、保護者情報のほか、出欠状況、学習状況などを記録し、指導に活用するとともに、進学・就職などの際の証明のための原本となる表簿のこと。
14)	校内研究	各学校において、児童・生徒の教育のため、より良い授業づくりを目指した実践中心の教職員の共同研究活動のこと。
15)	教育課程	茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第6条に基づき、学校教育目標を達成するために組織化した「指導計画」「カリキュラム」を包括したもので、学校長が編成するもの。各学校で、学習指導要領、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現に向け教育課程を編成（PLAN）し、どのように実施（Do）し、評価（Check）し、改善（Action）するか、組織的な体制を確立しなければならない。
16)	学校評議員	学校教育法施行規則第49条に基づき、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聴くため、学校長の推薦により教育委員会が委嘱した者のこと。 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、教育課程の編成など学校の運営に関する基本方針などに対し、各学校に設置する同協議会の承認を得なければならないという権限を有しているが、「学校評議員」は個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではないところに違いがある。
17)	学校評価	学校教育法第42条により、小・中学校において、学校運営の改善と発展を目指すために学校評価を行うことが義務付けられている。評価にあたっては、同法施行規則第66条～第68条により、教職員による自己評価を行い、その結果を公表し、設置者となる市に評価結果を報告することが義務付けられている。また、自己評価を踏まえ、保護者その他学校関係者による評価も行い、その結果を公表するように努めることとしている。
18)	学校経営研究会	各学校の管理職を対象に、今日的な教育課題を踏まえた特色ある学校づくりを推進するための研究等を行い、学校運営と管理の適正化及び教育活動の充実に資する事を目的とした研究会のこと。
19)	地域コーディネーター	地域ぐるみで児童・生徒の健やかな心身の育成を図ることを目的に、学校と地域が連携して行う活動に対して、学校と自治会、商店会及びボランティアなど地域側との調整を行う者のこと。
20)	学校看護介助員	学校教育法施行規則第65条の2に規定する職員で、特別な配慮を必要とする児童・生徒の医療的ケアのほか、移動等の介助、授業や休み時間等における安全の確保などを行う、看護師資格を有する職員のこと。
21)	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが、同じ場で共に学び、共に育つことを追求する教育のこと。

	用語	解説
22)	特別支援学級	小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のこと。 【対象となる障がい】知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者
23)	通級指導教室	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。 【対象となる障がい】言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
24)	就学指導委員会	茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置している附属機関で、茅ヶ崎市就学指導委員会規則第2条に基づき、障がいのある児童生徒等の就学について、教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申する機関のこと。 教育委員会が、児童・生徒及びその保護者と就学について相談を行い、教育委員会として当該児童・生徒等の適切と考える就学先等について、就学指導委員会に諮問し、同委員会から答申を受けている。その答申の結果については、当該児童・生徒及び保護者に伝え、就学先の決定等について支援している。
25)	スクールソーシャルワーカー	学校教育法施行規則第65条の4に規定される職員であり、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。
26)	スクールカウンセラー	学校教育法施行規則第65条の3に規定される職員で、臨床心理士や公認心理士など、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職員のこと。
27)	心の教育相談員	子どもが教育上直面する問題及び不安や悩みの相談に対応し、その健全な育成、非行化の防止及び自立を目指し、相談を行う職員のこと。
28)	あすなろ教室（適応指導教室）	集団生活への適応、様々な悩みや不安などの理由により、学校に行けない状態にある児童・生徒のため、在籍校と連絡を取りながら、学校への復帰や社会的自立に向けて、基本的生活のリズムや自信を取り戻せるように支援する機関のこと。
29)	県費負担教職員	市町村立学校給与負担法第2条に基づき、市町村立小・中学校等の教職員の給与等を都道府県が負担している職員のこと。 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるため、学校の設置者である市町村が教職員の給与等を負担すべきであるが、給与水準と一定水準の教職員の確保し、教育水準の維持向上を図るため、指定都市を除く市町村立の教職員等の給与等を国・都道府県が負担している。
30)	市費教員（市町村費負担教職員）	市町村が独自に雇用し、給与を負担している教員のこと。市町村立学校職員給与負担法が一部改正（平成18年4月1日施行）されたことにより、市区町村も独自に教職員を任用できることとなっている。
31)	スクールサポートスタッフ（教育支援業務員）	学校教育法施行規則第67条の7に基づき、教員の負担軽減を図るため、資料作成や授業準備等を行う職員のこと。
32)	臨時的任用職員	育児休業取得職員等の代替職員として一定期間勤務する職員のこと。

	用語	解説
33)	教育指導員	校長経験者など教育課程、学校指導その他学校教育に関する専門的事項について知識と経験を有するもので、指導主事と連携しながら教職員の指導にあたる職員のこと。
34)	調査研究員会	教育センターで実施している研究に携わる教員の研究グループのこと。毎年度、3～5つのテーマを設定し、研究活動を行っている（テーマの詳細は政策5を参照）。
35)	社会教育関係職員	社会教育主事のほか、社会教育課や青少年課に配属されている職員のこと。
36)	ストーリーテリング	語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。
37)	ブックトーク	あるテーマに沿って、聞き手に何冊かの本を紹介する活動のこと。
38)	サムネイル	画像データの解像度を下げ、Web上で商品等の一覧を掲載する際に、商品等の詳細を開かずとも、見本としてそのものの概要が分かるようにした画像のこと。
39)	小学校ふれあいプラザ	小学校ふれあいプラザ事業に関する実施要綱に基づく、放課後の小学校施設を利用した、小学生の安全な居場所、遊び場を確保し、異年齢児童間の交流の促進や自主性・創造性を養うことを目的とした事業のこと。本市では、運営委員会に委託し、学校・地域・保護者等と連携して実施している。
40)	ジュニアリーダー	子ども会活動や地域の行事などで、ボランティアとして主に小学生に対しゲームや野外活動等の指導をする青少年リーダーのこと。
41)	インリーダー	子ども会の中で、子ども達のリーダーを務める者のこと。
42)	レファレンスサービス	利用者の学習や調査研究のために、どのような図書館資料（蔵書・CD-ROM・データベースなど）を利用すればよいのかを案内し、効率的な調査研究の支援を行うためのサービスのこと。
43)	ブックスタート	赤ちゃんとその保護者に絵本などをプレゼントし、本と触れ合う機会を提供する活動のこと。
44)	(デジタル) アーカイブ	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館、図書館、美術館などの施設が所有する郷土資料をデジタル化し、Webで資料が閲覧・検索できる仕組みのこと。
45)	茅ヶ崎市実施計画2025	茅ヶ崎市総合計画に定めた将来の都市像を実現するための実行計画のこと。実施計画2025は、計画期間を令和5(2023)～7(2025)年度とし、計画期間内の本市が重点的に進める事務事業や重点戦略を位置付けている。
46)	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（これらを都市資源と呼ぶ。）、調査・研究し、それぞれが有する意義や魅力を広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業のこと。
47)	茅ヶ崎教育研究員会	茅ヶ崎の子どもたちの学習及び生活状況を把握するための基礎研究を推進する組織のこと。「茅ヶ崎市立小中学校児童生徒意識調査」の分析・検証を行い、研修・講座・講演等において、その結果を報告する。
48)	ドライ方式（ドライシステム）	細菌の繁殖防止のため、床に水が落ちないように施設内の設備、機械及び器具を使用し、床を乾いた状態にする方式のこと。

	用語	解説
49)	デリバリー方式	民間調理施設で調理した給食を個別のランチボックスに入れて、各学校に配送する方式のこと。
50)	学齢簿	学校教育法施行令第1条に基づき、教育委員会が当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童・生徒について編製しなくてはならない表簿のこと。
51)	特認地域選択制	文部科学省でいう「特定地域選択制」のこと。既存の通学区域は変更せず、通学する学校として指定された学校の他に、通学する学校を選択することができる地域のこと。市内では、香川小学校通学区域の全部、松浪小学校及び西浜小学校通学区域の一部を特認地域に指定している。
52)	教育事務委託	市内に居住する学齢児童・生徒の教育事務について、他自治体にその事務を委託すること。本市では、堤1～110番（湘南ライフタウン）に居住する学齢児童・生徒の教育事務を藤沢市に委託しており、同市の小学校2校（大庭小、滝の沢小）、中学校2校（大庭中、滝の沢中）に就学できるようにしている。

教育委員会の点検・評価結果報告書 — 令和3年度版 —

令和4年9月 作成

発行 茅ヶ崎市教育委員会

編集 教育総務部教育総務課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト
QRコード

